

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成21年10月6日(火) 開会時間 午前10時04分  
閉会時間 午後5時50分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 英機  
副委員長 石井 脩徳  
委員 中村 正則 木村 富貴子 内田 健 中込 博文  
河西 敏郎 小越 智子  
委員欠席者 森屋 宏

### 説明のため出席した者

森林環境部長 小林勝己 林務長 前山堅二 森林環境部理事 榊原章男  
森林環境部次長 宮島 茂 森林環境部次長 山本正彦  
森林環境部技監 石山利男 森林環境部技監 渡邊晴夫  
森林環境総務課長 望月洋一 環境創造課長 小野 浩  
大気水質保全課長 時田寛幸 環境整備課長 橋田 恭  
みどり自然課長 神津孝正 森林整備課長 宇野聡夫 林業振興課長 安富芳森  
県有林課長 佐野克己 治山林道課長 深沢 武

県土整備部長 下田五郎 理事 宮田文夫 県土整備部次長 広瀬 猛  
県土整備部技監 河西邦夫 県土整備部技監 小池一男  
総括技術審査監 伊藤 守 県土整備総務課長 吉澤 公博  
美しい県土づくり推進室長 野田祥司 建設業対策室長 斉藤倍造  
用地課長 望月 剛 技術管理課長 井上和司 道路整備課長 上田 仁  
高速道路推進室長 野中 均 道路管理課長 川崎英美 治水課長 樋川和芳  
砂防課長 望月 実 都市計画課長 河西秀樹 下水道課長 小野邦弘  
建築住宅課長 和田健一 営繕課長 末木正文

議題 第97号 山梨県グリーンニューディール基金条例制定の件  
第99号 山梨県手数料条例中改正の件  
第104号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会  
関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第  
3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの  
第105号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算  
第107号 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算  
第109号 契約締結の件  
第110号 契約締結の件  
第111号 変更契約締結の件  
請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて  
請願第21-9号 明野処分場の操業停止を求めることについて

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第21-9号は不採択すべきもの、請願第20-11号は継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 午前10時4分から午後2時36分まで森林環境部関係(午後0時25分から午後1時30分まで休憩をはさんだ)午後3時3分から午後5時50分まで県土整備部関係(午後4時34分から午後5時25分まで休憩をはさんだ)の審査を行った。

主な質疑等 森林環境部関係

第97号 山梨県グリーンニューディール基金条例制定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第99号 山梨県手数料条例中改正の件

質疑 (土壌汚染の事例について)

木村委員 山梨県内でも、土壌汚染というのは今までに例があったのか、また、概要について教えてください。

時田大気水質保全課長 有害物質を使用していた工場等が廃止された場合に、当該土地所有者が土壌汚染状況を調査し、知事に報告することが規定されております。知事は、調査の結果、基準を超過する土壌汚染が判明したときは、土壌汚染対策法に基づきまして、指定区域を指定しております。

平成20年に指定区域を指定して以来、5カ所を指定区域として指定しております。そのうち3カ所につきましては汚染土壌の除去がもう既に終わりました、その指定を解除しております。

木村委員 具体的にどういう会社だったのか。

時田大気水質保全課長 5カ所指定しておりますが、個々に説明をさせていただきます。

1番目から説明しますと、昭和町のエアコン部品の製造工場で、平成20年2月14日に指定をしております、汚染土壌の除去が行われましたので、平成20年5月29日に解除しております。

次に、都留市の木材の防腐処理をしている工場ですが、平成20年2月に指定をしております、当事業所については指定区域への立入禁止、それからコンクリート舗装を実施しております。

次に、大月市猿橋になります、光学レンズの製造工場ですが、平成20年5月に指定をしております、汚染土壌の除去が行われましたので、平成20年12月に解除しております。

次に、都留市の機械部品の製造工場ですが、平成20年8月に指定をしております、ここについても汚染土壌の除去が行われたところから、平成20年12月に指定区域の解除をしております。

それから、今年度になります、西桂の機械部品製造工場、これが今年度7月6日に指定をしております、現在観測井戸による地下水のモニタリングを実施することとしているという状況です。

以上5カ所が現在までに汚染が判明して、指定した区域の状況であります。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第104号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 (県産材需要活性化事業について)

内田委員 森の8ページですけれども、臨の県産材需要活性化事業費で、木造の公共施設に、これは国庫補助だと思っておりますが、2分の1の補助を出すということだけでも、木造建造物ということだから、その躯体の柱、構造材は当然県産材を使うと思うんですけども、そういう条件、それから、どのぐらいの割合で県産材を使うのかを教えてください。

安富林業振興課長 木造公共施設整備につきましては、構造材の50%以上は木材を使うということになっております。

内田委員 県産材ということでしょう。

安富林業振興課長 はい。地域材というような意味合いですから、例えば特別なものがあって、県内で加工できないもの、例えば防腐処理など特別な加工をするものは県外へ持って行って加工して、県内に持ってきてもいいということになっています。いずれにしても、地域材という表現を使っていますけれども、50%以上使っていたら

それから、それ以上何%使っていただくかということに関してましては、できるだけ多くということで指導はしております。

内田委員 この事業、臨とあるが、私は市町村のレベルでは、前にもこういう事業はたしかあったような気がするんですけども、県産材という定義でいいんでしょう。地域材というと、わからない。きのうの地産地消と同じような議論になってくるんですけども、どうも我々にとってみると、その定義がわからない。ここで県産材と言っていて、県産材の需要拡大を図ることが目的なのだから、まずはその県産材ということの定義をしっかりとってもらわないと理解できないので、それをまず聞きたい。

安富林業振興課長 県産材は、県内で生産された木材ということですが、先ほど、部分によっては特別なものがあるということで、そういう説明をしましたけれども、原則として県産材を使っているということになっています。

内田委員 そうすると、ラベリングがあるかないかということとはまた別ということですね、FSCは別ということですね。ラベルでずっと県産材を通してきているという縛りはないということでもいいですね。

安富林業振興課長 県産材を証明する方法としてラベリングという制度がありまして、証明していただくにはそのラベリング材を使っていただくということです。

それと、もう一つ、FSCという認定の制度がありますけれども、それは、出てくる森林、本県の場合は県有林ですけれども、適正に管理された森林から出てきているという証明を1つつくりまして、それを流通させていく過程の事業者も、流通させるCOCという認証を取り、最後まで適正に管理された森林から利用までを一貫してというシステムになっております。

FSCは特に、外部といいますか、認定する機関はありますけれども、いわゆるラベリング事業というものは、県のほうで適正に流通させる事業者を認定して、山から使うところまで伝票によって管理をして、確かに県産材だということを証明するという仕組みになっています。

内田委員 その辺はわかりました。

それで、先ほどの答弁の後半のほうの部分ですが、構造材については基本的に50%以上ということですね。それ以外についてはできるだけという答弁だったけども、これがまた非常に抽象的で、できるだけということは2%でもいいのか、それしかできなかつたらそれでもいいのかという問題になり、その辺もやはりある程度は常識的に考えて、基準というのはあるんでしょう。

安富林業振興課長 最低限の構造材の50%という基準はありますけれども、それ以上、なるべく使ってもらおうという指導しか、今のところはしておりません。

内田委員 我々のような素人みたいな人にとってみると、県産材の活用ということを考えたときに、木造というから、当然、構造材に使うのはわかるんだけども、私は、公共の建物をつくるときに木造でつくるのであれば、中に使う床材だとか、あるいは天井や壁というものに、県産材を使ってもらいたいと思うじゃないですか。

そのところに規制がないという、その辺も何となく解せないなというか、本当に県産材というものをPRしたいのであれば、そのところにも私は入れるべきだと思うのだけども、それは現実にはできないということなんですか。

それとも、何が原因なのですか、できるだけという表現を使うということは、さっき私が言った、できるだけということは、2%でも、これしかできませんでしたといったら、それで通るといっていいのでしょうか。規制はないのですか。

安富林業振興課長 木造公共施設につきましては、例えばフローリングや、それから腰板など、いろんな部材がありまして、それごとに何%という基準をつくるのは難しいところがあります。それで、表現としてはそのような状況になってはいますが、内容の審査なりをするときには、ここにも使えるのではないかとということで、指導をしている状況です。

内田委員 例えば新しい学校が出来て、その竣工式に招かれて行って中を見せてもらったときに、公共施設の中に入って、まず木の香りがしてくるというのが一番いい。これは人間だれしもそうだと思う。床や天井だとか壁材に、やはり県産材を使ってもらいたいと思うのはわかるでしょう。

もう少し前向きに、国が2分の1補助するから、何も規制がないから構造材だけでいいやということではなくて、山梨県はそうでなくても森林県だと言っているわけじゃないですか。80%、78%が森林であり、県産材の活用というのはまさに大命題なんですよ。

そういうものを進めていくには、ほかの県はやっていなくても、やっていくというものを見せてもらいたいと思うんですよ。だから、ぜひ私は取り組んでもらいたいだけでも、林務長からぜひその辺、いかがですか。

前山林務長

今、委員からどういう課題があってできないかというお話がありました。先ほど課長のほうから素材が出てという話の中で、よく川上から川下までと申しますけれども、率直に申し上げまして、山梨県の場合、なかなか山から出てきた木を製材所で加工させて、乾燥させてということが弱い部分であった。それは、県の流通加工部門をどう組織化させるか、ということともかかわってくるわけですが、なかなか私たちの思いと、それから、施工する側の思いもあつたりするときに、どういう製品が部材として使われるのかということがあるわけですから、委員御指摘のようなことが出てくるわけです。

山梨県に木材協同組合連合会というのがございましたけれども、それは素材の部分、県有林材を中心にどう流通させていくかという組合であったわけです。やはり、今御指摘がありましたように、加工、それから流通の部分、どう強化していくのかということにつきまして、新しく木材協会を立ち上げて、施工をする人たち、あるいは住宅を建てられる人たちのニーズも含めて検討する組織を、今立ち上げたところですので、ぜひ、そういったことの中で進めてまいりたいと考えております。

(緊急雇用創出事業について)

小越委員

今回、森林環境部関係で緊急雇用が何件かあるんですけども、それぞれ何人雇用されて、金額、月給はお幾らなのか、御説明いただきたいと思います。

望月森林環境総務課長

今回の緊急雇用が6件ございまして、トータルの雇用予定数が26名になっております。

小越委員

それぞれわからないのですか。

望月森林環境総務課長

まず、環境創造課の地球温暖化の関係で2名、環境整備課の産業廃棄物収集運搬事業で2名、森林整備課の林野火災防止の巡回で8名、林業振興課の林業・木材資料緊急整備事業で1名を予定しております。また、県有林課の県有林内の緊急安全確保事業で8名、治山林道課の保安林許可情報緊急整備事業で5名のトータル26名となっております。

個々にどの程度の賃金で雇ったかというのは、ちょっとわかりません。

小野環境創造課長

環境創造課では、臨時雇用2人、臨時職員を確保する予定としておりますが、単価につきましては7,400円程度。これは県の臨時職員の要綱に基づく単価で、現状は7,400円程度を予定しております。

小越委員

みんなそうですかね。

小野環境創造課長

多分そうだと思います。

安富林業振興課長

林業振興課関係も同様で、県の臨時職員の日額で1名雇用することになっております。

佐野県有林課長

県有林課の部分につきましては、現地での作業等になりますので、二省協定の

軽作業員の賃金単価を採用しておりまして、日額1万600円を予定しております。

橘田環境整備課長 環境整備課につきましても2名の雇用を予定しておりまして、単価につきましては先ほどの単価と同一でございます。

宇野森林整備課長 森林整備課分の山火事の関係でございますが、こちら先ほどと同様に、県の単価で7,400円程度です。

深沢治山林道課長 治山林道課で雇用を予定しております単価は7,400円程度でございます。

小越委員 7,400円で、若干、現地の労働状況によって1万とかもあるのですが、緊急雇用ですので、雇われる月数は何カ月なのでしょうか、半年、1カ月、2カ月、あると思うのですが。

小野環境創造課長 私どもの課で予定しているのは、議会明けからということで、5カ月を予定しております。

橘田環境整備課長 環境整備課では、12月から3月までの4カ月ということで予定をしております。

宇野森林整備課長 山火事防止の関係でございますが、山火事の多い12月から3月にかけての4カ月間を予定しております。

安富林業振興課長 林業振興課関係では、議会明けということで、御承認いただきました11月から3月までを予定しております。

佐野県有林課長 県有林課部分につきましては、議会明けから、実際の現地作業等がある時期もございますので、年内いっぱいということで考えております。12月まで2カ月強ぐらいになるかと思えます。

深沢治山林道課長 治山林道課関係では、今回議会で御承認いただいた後、3月までを予定しております。

小越委員 日額は県の基準に合わせるんですけど、月数がこの3月まで、あるいは2カ月というのもありまして、本当にこれが雇用に結びつくのかなと思っている次第です。ここの課だけでは、ないのですが、改めてそれがわかったと思っています。(森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金について)

もう一つ、森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金について。総務課と、それから、森林整備課、林業振興課にわたっているのですが、具体的にどこに幾ら使うのか。

件数ではなくて、どれに幾ら使うのか。例えばこの林業振興課ですと2億9,000万について、先ほどは件数をおっしゃったのですが、そのそれぞれ内訳を、幾らどこに使うのか、一覧があると思うので、教えてもらいたいです。

安富林業振興課長 林業振興課関係の事業ですけれども、これは先ほど言いましたけれども3件、3事業者で、高性能林業機械を4台導入することになっております。予算の内訳は3,240万円になります。

それから、木材加工流通施設等の整備ということで、これは、1事業者がバイオマス関係のチップの保管庫を1棟建てることになっておりまして、これが1,000万円です。

それから、木造公共施設等の整備ということで、地域の公会堂や、保育所、放課後の保育施設などが9件ございまして、2億2,860万円。

それから、間伐材安定供給コスト支援ということで、間伐材を搬出してバイオマス等に利用するために、その搬出経費を支援するもので、2事業者で1,530万円。

それから、地域材利用開発支援ということですが、新たな地域材の利用法を開発しまして、その普及と地域材の利用の増大を図るという、一部試験研究的なものも入って、プラスそれを売っていく事業になりますけれども、これが1件で380万円。このような内訳になっております。

宇野森林整備課長 前後して申しわけございません。

森林整備課分、森の7ページの8,980万円の内訳について御説明申し上げます。

まず、メニューの1つには間伐がございます。

間伐につきましては今年度、190ヘクタール、4,750万円ほどを予定しております。事業主体は11ほどです。

次に、林内路網整備としまして、作業道等の整備でございます。

合計で延長が1,500メートル、960万円で、事業主体は5つほど現在予定しております。

もう一つ、3つ目のメニューで森林境界の明確化というものがございまして、26ヘクタール余りで、事業費は120万円ほど、事業主体は2つとなっております。

最後のメニューで、里山対策というものがございます。

こちらは、侵入竹の除去や森林病虫害対策、あるいは広葉樹の再生といったもので、面積が32ヘクタール、森林病虫害の防除材積が600立方メートルで、事業費が3,150万円ほど、事業主体が6事業主体という形で予定をしております。

望月森林環境総務課長 総務課の関係ですが、森林整備加速化・林業再生基金事業の補助金で1件ですが、中身としましては、木材利用に関するフォーラムの開催や、県産材フェアの参加、各種の調査研究などを行っており、協議会の活動でございます。

小越委員

この基金は、今回14億積んで、さきの6月議会で5億積んだので、全部で19億積まれると思います。その中で3年間ということですが、今回この3つで大体3億9,000万ですかね。そのうち一番大きいのが林業振興課の補助金で、中でも林業振興なのですが、公共施設のところに2億5,000万、ここが一番大きいですね。

先ほど川下の振興もあったのですが、間伐ですとか路網整備などの森林整備よりも、林業振興のほうが予算が大きいのですが、これはどうしてなんですか。

宇野森林整備課長 まず、森林整備の観点から御説明させていただきます。

森林整備の場合は、実施時期といったものもございまして、今回、補正予算では今年度に執行できるものとして、8,900万円ほどになっております。

なお、先ほど基金総額が19億円ございましたが、全体額の中で、このうち7億円を間伐に充てていきたいと考えておりますので、次年度以降、基金の使い道

については、森林整備についてももう少し大きい額を積む予定にしていきたいと考えております。

小越委員　　そうしますと、19億のうち7億は間伐にぜひ充てたいと。残り12億あるんです。そうしますと、今までの御説明にあった公共施設整備2億5,000万のようなところに、お金が今度、12億、ほとんど行くということでしょうか。

宇野森林整備課長　申しわけございません。若干説明が不足しましたが、7億円について間伐に充てると申しあげましたのは、先ほど申しあげました間伐以外の、例えば里山林の整備ですとか路網整備というものは、その7億円に含まれておりませんので、残りの12億のうち、どのくらいの規模になるかということは、今後検討が必要かと思いますが、林内路網整備や境界の明確化、里山対策といった森林整備に、残りの12億のうち幾らかを充てていくことになっております。

小越委員　　先ほどの県産材事業は、葦崎市とありますけど、この事業と先ほどの保育園などに9件というのは、目的は同じということですよ。ただ、出どころが違うのですけども、この組み替えというのはできるのでしょうか。

安富林業振興課長　今の御質問にお答えしますけれども、その前に、林業振興課分の割り振りについての考え方を説明したいと思います。

まず、先ほど森林整備課長のほうから説明があった、間伐等の森林整備にお金を使います。その残った分で、川下対策といいますか、木材産業のほうへ使っていきます。

そういう流れになっておりまして、私の課の担当している予算の中で、高性能林業機械の整備や間伐材の流通の支援など、林業に結びつくものは優先的に採択するという考え方で、効果が副次的になるものもありますので、残ったもので木造公共施設をやっていくという考え方で割り振りをしてございます。

そして、なぜ木造公共施設整備がふえているのかということですが、間伐など実施するには、それなりに事前の調査などが必要なわけですが、木造公共施設整備の主なものにつきましては、市町村等がこれまで計画をしようとしていたものを、この事業が出たことで、これに乗りかえるというものが多いため、希望がたくさん出たという状況にあります。

それから、下のほうの葦崎市との組み替えはできないかということですが、葦崎市のこの事業につきましても、国のほうに従来から、森林・林業・木材産業づくり交付金という事業がございまして、その中のメニューであります。これも今回まだ余裕があるということで打診がありまして、それを使っていくことにしたものです。

実は、この基金事業につきましては、従来からあります森林・林業・木材産業づくり交付金事業という、昔で言いますと林構事業（林業構造改善事業）のメニューがたくさんあるわけですが、そのメニューをほぼ同じように移して、事業主体をちょっと広くするとか、使いやすいようにということでできたものですので、たまたま木造公共施設整備ですとどちらを使っても同じようなものができるということで、そこは葦崎市さんの事情で、こちらを使ったのだらうと思っております。

小越委員　　この基金は、新聞報道によりますと、新政権のもとで、凍結の可能性も出てくる基金だと思っております。

先日ニュースでやっていましたけど、この基金を当て込んで、長野県のとある



ところでは助産所をつくる予定が、この木造公共施設等整備だと思のですが、それが来なくなるので助産所がつかれなくなるとテレビでも言っていましたけども、今度はこの9億で保育所をつくるのが、この基金がもし凍結されたら保育所ができなくなるということですか。

安富林業振興課長 従来からあります交付金事業に乗りかえるということはできると思われますけれども、従来の交付金事業におきましては、保育所のようなところ、社会福祉施設などは、内装に限られておりまして、今回の基金事業だと本体そのものができるということで、ちょっと広がっているわけです。

ですから、新設するということは難しくなろうかと思えますけれども、木質内装、例えば壁や床を木材でやるということは、従来からの交付金事業でも可能です。

小越委員 内装代だけに9件で2億は、そんなにかかるのかなという気がするのですが。本来は、やはり森林整備、川上も含めてやる基金だと思うんです。それを何となく公共施設に転嫁されていくようなことでは困るなという気がします。

2億5,000万で、今回のこの補助金では一番大きいんですね。先ほど5割とおっしゃいましたが、5割で本当にいくのか、内装代だけではどうなのかなという気もするのですが。

本来、森林整備のためにこの補助金はしっかり使ってもらいたいし、これで保育所ができないのでは困りますし、それはこの課ではないですけども、ほかのところをしっかり充ててもらわないと、この基金を当て込んで、何でも大きい箱をつくるというのは困るなと思います。

以上です。

(森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金について)

木村委員 ちょっとだけ教えていただきたい。

今の話のですけども、森の7ページの造林費は、民有林ということでよろしいんですね。

宇野森林整備課長 これにつきましては、今回の補正予算の中で基金事業がございました関係で、造林費のほうにつきましては県有林のほうになります。

木村委員 ここには森林境界の明確化とあるのですが、私はこれがあったので民有林かなと思ったのですが。

宇野森林整備課長 大変失礼しました。私が誤解しまして、今お話は、森林整備加速化基金事業のほうでございますね、下の丸の。こちらについては民有林で、上が県有林です。

木村委員 山梨県の国有林、県有林、民有林の中で、大体どのくらいわからないところがあって、今回国から来るお金でどのくらいを整理しようとなさっているのですか。そうすると、残りがどのくらいあるかということになるんです。

宇野森林整備課長 予算額的にということですか。

木村委員 いえ、山梨県として、今回どのくらいの対策ができるのか、まだ、残りがあるのか、全部終わるのか。

宇野森林整備課長 間伐等を。

木村委員 間伐ではなく、境界の明確化について。

宇野森林整備課長 どのくらいの境界が不明確であるかは、ちょっと我々が押さえていないところがございます、事業を実施するときに境界が不明であるところを随時実施していく形で実施させていただいております。

木村委員 膨大な量ですから大変なことだと思うんですけども、きちんと整理していくことは大切なことだと思っています。

(不法投棄防止対策事業費について)

森の5ページの不法投棄防止対策事業費で、先ほど不適正な廃棄物対策で、生活環境の保全を図るために、廃棄物の崩落防止措置を行うということでしたが、この場所について。

橘田環境整備課長 大月市の猿橋町地内でございます。

木村委員 須玉町の日向はもう代執行で終わっているということですかね。

橘田環境整備課長 そうでございます。

木村委員 どうしても問題が出てからということになり、後追いになるのですが、山梨県内にこういうところがどのくらいあって、どうなのかという状況だけ教えていただきたいと思います。

橘田環境整備課長 不法投棄ということで、常に監視をしている場所が県内に60カ所ほどございます。

木村委員 60カ所あって、今回は崩落の危険性があるということで大月の猿橋ですけども、既に終わったところ、それから危険なところ、大丈夫だろうとか、区分けができていますか。

橘田環境整備課長 代執行で不法投棄を撤去するのは、今回のこれが4件目になります。

60カ所とお話をしましたのは、ごみのごみを呼ぶということではございませんが、規模的には小規模なものでありまして、そのような状況がございますので、常に監視をしながらやっています。

その中で投棄者がわかっているものもございますので、それは投棄者に対して撤去を指導して、順次少しずつでも片づけを行っているところもあるという状況でございます。

(林内路網整備について)

石井委員 森林環境部では、当初予算から非常に積極的な予算を組まれているわけがございます。

こうした中で、今、非常に大きな問題となっている地球温暖化、環境問題があるわけがございますけども、特に環境創造課でつくられた臨は、環境日本一やまなしづくりということで、積極的に予算化しながら取り組もうという姿勢がうかがえるわけです。今回の予算の中でいろいろ総合して考えますと、地球温暖化防止のための森林吸収源としての人工林を対象とした森林整備が、非常に重要視さ

れてくるのではないかと考えています。

そういった中で、間伐を積極的に推進していることが予算の中からうかがえるわけなのですが、私は県東部に属するわけで、80から85%が山林である。それで、もう一つ、首都圏の源流地でもありますので、水源の涵養や森林の公益的な機能を発揮するため、今後も積極的に間伐を進めていっていただきたいと思っています。

こうした中で、地域の活性化などのためにも、間伐材を積極的に活用することが必要であろうかと思えます。

そこで、作業道、いわゆる路網、これの整備等の予算も計上されておりまして、先ほど来話がありますけれども、作業道の必要性というのは不可欠であると思えますので、整備状況はどうなっているか、これらについて伺いたいと思えます。

宇野森林整備課長 今、委員からお話のありました作業道整備ということですが、間伐等を推進していくためには、間伐材の搬出等にも使われますので、作業道の整備が必要不可欠だということで、今回の予算、先ほど御説明申しました基金事業の中でも作業道の整備を予定しております。

これまで県でも、作業道整備ということでマニュアルを作成したり、あるいは作業道を作成する指導者等の育成などを行っているところでございます。

今後、先ほど予算の中で御説明しました基金事業の中でも作業道整備を行うということで、積極的な作業道の整備を進めていきたいと考えております。

石井委員 先ほど小越委員からもお話がありましたが、大変厳しい財源であろうかと思えます。そういった中で、今回の補正の基金事業では、作業道の整備は林業の間伐等を生かす、その材料を生かすという意味からも、非常に重要であろうかと思えますけれども、具体的にお話があった路網、作業道の単価について、非常に安いという話が出ており、もう少し見直しができるのかどうかについて、少しお話を聞かせてください。

宇野森林整備課長 基金事業の事業予定について1,500メートルという御説明をさせていただきましたが、基金事業の中では3つの作業道区分が設けられまして、それぞれ規格に応じた単価設定ということで、定額助成の仕組みが設けられているところでございます。

そちらの単価につきましては全国一律で設定されたということもございまして、地域によっては地形が急峻であったりするので、地形を考慮した単価設定を求める声も聞こえて、こちらのほうにも要望が出されている状況でございます。

今回の事業につきましては国からの指定された単価で進めざるを得ないというところもございしますが、今後、地域の要望を踏まえた単価設定を国に要望したり、そういった地域の声を反映した事業となるように努めていきたいと考えております。

石井委員 よろしくお願ひしたいと思えます。

実は、山林の状況によって、その道路の設置については厳しいものがあるかと思えます。特に郡内地域は急峻であり、また、山林も多い。地域の活性化にもかかわってくることでありますから、できるだけ森林整備を充実していく中では、助成についても現状といたしますか、地域の方々の声もしっかりと聞いていただいて、反映できるような方向で願ひしたいと思えます。そういった点で、また予算のほうも検討していただけるようお願いしておきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第105号 平成21年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第20-11号 気候を保護する法制定について意見書の提出を求めることについて

意見

小越委員

この請願を採択すべきと思います。

新政権は、温室効果ガス25%の大幅削減を世界に向けて公約しました。

ことし12月に、国連気候変動会議、COP15が開かれる予定です。

山梨県も全国よりも進んだと言われる温室効果ガス対策をつくっております。全世界がこの問題に向けてしっかり取り組むのに当たっては、気候変動法を制定することが大事だと思っております。

地球のミニモデルとも言われている山梨県ですので、この山梨から気候保護法を制定するこの請願をぜひ採択すべきと思います。

(「継続審査」の声あり)

討論 なし

採決 起立採決の結果、継続審査すべきものと決定した。

請願第21-9号 明野処分場の操業停止を求めることについて

意見

小越委員

この請願を採択すべきと思います。

この請願の要旨は3点あると思います。

1つは採算性の問題。搬入量が予定量を大きく下回っていて採算がとれず、そして、それに伴って県費を大きく投入することになる可能性がある。

また、もう一つ、安全性の問題。ここにも書かれてありますけども、水質汚染の心配がされております。この問題は解決されておられません。

そして、私が最も危惧するのは住民合意の問題です。安全性の問題が解決されていないまま、払拭できないまま、住民合意もなく進めてきた。

しかし、これを今やめるなら、まだ傷は小さいと思います。安全性の問題、採算性よりも安全性、住民合意の問題からしても、この処分場については、この請願のように操業停止を求めることが妥当だと思います。

この請願を採択すべきと思います。

中村委員 今、この請願の関係ですが、廃棄物の最終処分場のほとんどを今まで県外に本県は依存してきたということの中で、本県産業の持続的な発展を図るために、最終処分場は必要不可欠な施設であります。

したがって、今後も引き続き地域住民の皆さんの不安解消に努力していくとともに、経営の健全化を努める必要があると我々も考えております。

しかしながら本請願は、明野処分場の即時操業停止を求めていることから、これまで処分場整備の必要性を認めてきた我々としては、認めるわけにはいかないということで、不採択とすべきであると考えます。

討論 なし

採決 起立採決の結果、不採択と決定した。

#### 所管事項

#### 質疑

(公費不適正支出問題について)

内田委員 我々が知っている情報というのは、新聞報道、それから、議員全員協議会での知事の発言以外はないわけですが、国庫補助金の不適正支出という問題で、山梨県では、県土整備部、それから農政部、森林環境部の3部でそれがあつたと。特に事務費と呼ばれる出張の旅費ですとか、あるいは人件費などに充てる補助金で発覚をしたというような報道がありました。

それから、知事からも、これは県土整備部の関係だと思っておりますが、国交省のほうから、いろんな情報を開示してもらいたくないというような要請があつたと伺っています。しかし、我々議員の立場というのは、一般県民の代表者であり、代弁者でありますから、知事がそう言ったからといって、ああ、そうですかというわけにはいかないと思います。

そこで、まず、この所管の質問に入る前に、私は部長からそういう説明があるのかと思っておりましたけれども、始まる前に聞いたらそういう説明はしないとということでありました。よって、所管事項の中で、まず、森林環境部についてこういうことがあつたという説明を求めたいと思います。

望月森林環境総務課長 会計検査院では、今の段階で非開示の扱いとなっておりますので、具体的な事例は申し上げることはできないのですが、指摘の内容は、物品の納入が支払いの会計年度の翌年度になったもの、いわゆる翌年度納入で、例えばこれは、今年度納入したものを昨年の予算で支払ってしまったもの。また、逆に物品の納入が支払った会計年度の前年度だったもの、前年度納入で、例えば昨年度納入されたものを今年度の予算で支払ってしまったもの。そして、国庫補助の対象とならないものに対して、支払いを充ててしまったものなどがございまして、具体的なことにつきましては、先ほど申し上げましたように、まだ会計検査院のほうで非開示の扱いとされておりますので、申しわけないのですが、申し上げられないので、御理解をお願いしたいと思います。

内田委員 我々の立場から非常に不思議だと思つるのは、県には会計監査というのがあるんですね。監査委員の人が監査をしますよね。多分その中では発覚がされなかったことだと思うんですよ。そうすると、会計監査というものの意味も、この際考えなければいけないと思います。

我々議会人がチェックをするということももちろん必要で、まさに発覚して、今、こういうことをやっているわけです。その前に会計監査というのがあるわけですから、そこで何らかのアクションがあってもしかるべきだと私は思うのだけでも、それもなかった。ということは、一般の監査ではやはり発見することができないようなことだと思っんです。

そこで、わかっているのは担当の職員ということですよ。少なくとも担当の職員は、先ほどの説明で、物品の納入が年度をまたがって行われたということはわかっているわけです。そのわかっているということは、これは法律的に言うと故意なんですよ。事実を知っているということ、それを故意というんですね。知らなかったのではなくて、知っているわけです。知っていてそれをやってきたということは、まさにそれが不正なんですよ。

ところが、新聞報道などの県職員の発言を見ていると、業務の煩雑さや、膨大な仕事量だとか、あるいは、事務費の中でこういうものを購入したら、これを国庫補助事業に使うかどうかということに分けるのが難しいとか、そういう理由だったですよ。そういうことがたしか報道の中にありました。

ということは、職員のサイドは開き直っているということじゃないですかね。そうでしょう。だって、故意ですよ。わかっている不正をして、発覚したらば、いや、こういう理由でしようがないと。ということは、国の制度が悪いということですか。そうとって、しょうがないということですよ。

望月森林環境総務課長 確かに国の制度もわかりづらいといいますが……。

内田委員 いやいや、わかりづらいというのではなくて、私は悪いと聞いているの。わかりづらいかどうかは、あなた方の判断力だよ。

望月森林環境総務課長 悪いとも言い切れず、わかりづらいとは思っているのですが。

ここで、例えば人件費の問題がございます。例えば私も森林環境部の職員でございます。私の人件費を国庫事業で充てていかどうかというのは、これはわかりづらいところがあると思います。私は契約担当者ですから、契約担当課長として公共事業の契約にもかかわっている。そうすると、私に国庫補助金を充てていかどうか、そういう部分でわかりづらいということをやったわけです。

内田委員 そうすると、今の言い分を聞いていると、もしこの制度を今後も続けていけば、またありますよということをやっているのと同じですよ。そうじゃないですか。

だって、例えば前年度の予算で年度を越えて納品があった場合は、明らかにわかっているわけでしょう。わかっているけども、これは恐らく相手の業者の問題もあると思うのだけど、そういう状況があるにもかかわらず、私たちには、別に悪いことをやっているわけではないというふうに聞こえるんですよ。そうじゃないですか。

望月森林環境総務課長 年度またぎと言われるものなどにつきましては、今回、会計検査の方法に準じまして、今までわからなかったこともあるのですが、それを再度、出納局が中心となって事務費の調査を行っていきます。また、何がいけない、何がよいということがわかりましたので、今後は適正にやっていかなければならないと考えております。

内田委員 そうではないじゃないですか。

だって、物品の納入の場合は、知っているわけでしょう。書類を操作している

ということではないですか。本来、前年度の予算で物品を購入して納入してもらわなければならないものを、納品は次年度に納入してもらっているのでしょうか。書類を操作しているということでしょう。

だから、今は会計管理がコンピューターになっているんでしょう。会計システムを改めたのでしょうか。山梨県では、15年前にカラ出張だとか、あったじゃないですか。そういうものを幹部職員が返し終わったとって、スタートしたんでしょう。そうじゃないですか。

書類を不正に操作しているということですよ。だって、そうしなければ、そこで物品納入というのはわかるじゃないですか。書類上は、年度内に納入されたように操作しているということじゃないですか。日常やっているんでしょう。

望月森林環境総務課長 個々具体的な問題につきましては、11月に国のほうから国会に報告された後、対応を明らかにしていきたいと考えております。

内田委員 これ、部長に聞かなきゃだめだな。

私の記憶だと去年の10月だと思いますよ。10月に会計検査院が12都道府県について、知っていますよね、あったでしょう。そのときの知事のコメントを覚えていますか。知事がコメントしているんですよ。

読みましょうか。関係部局によく点検するように指示したとあるんです。だから、森林環境部にも指示をされているはずですよ。その結果、適当でなかったことがあったら、返還手続きをとらなければならない。去年の10月です。

そして、埼玉県などは、そのときに、すぐに手をつけたんですよ。そうしたら、この新聞によると、埼玉県では12月には、12月ということは会計検査院のリミットより前に、過去5年間で約3,900万円に上る不正支出があったという報告書を出しているんです。

山梨県は、知事が言ったけども、そういうことをやらなかったのでしょうか。去年の10月に、知事からそういう指令はあったのですか、なかったのですか。

望月森林環境総務課長 これは、内部監査、自己点検ということでやっております。

内田委員 いやいや、あったかなかったかと聞いているんです。ちゃんと教えてくださいよ。

望月森林環境総務課長 ございました。

内田委員 ということは、この新聞報道は間違いないということだね。知事からそういう指示があった、けど、指示どおりには動かなかったということでもいいんだよね。

望月森林環境総務課長 自己点検をいたしました。その途中で会計検査が入りましたものですから。

内田委員 会計検査が入ったのは、山梨ではないですよ。

望月森林環境総務課長 山梨に入るといことがわかりましたものですから……。

内田委員 ストップしたということだね。

望月森林環境総務課長 ずれてもいけませんので、会計検査のほうに任せてあります。

内田委員

私は非常に不思議だと思う。

さっき15年と言ったけど、12年前なのかな、カラ出張が出てきたのは、1994年から6年ぐらいだったか、たしか阪神・淡路大震災があったその当日に、ある県の職員が神戸のほうへ出張していたというのがあって、ばれたのですよね。道路が通れないのにどうやって行ったのか。そういうのがあったでしょう。過去になるとみんな忘れていくんですよ。返してしまえばいいと、そういう意識も出てくるんです。私はそうではないと思うんだよね。

そこで、今回こういうものが出てきたときに、カラ出張だとか、そんなものはないからいいんだと、そういう職員の声も出てきているんですよ。

だから、結局何が足りないのかということ、公金に対する意識なんです。公金という意識がないということ、自分のお金という意識なんですよ。

これは、本当は午後からの県土整備部でやる予定だったけど、森林環境は説明しないというからここでやろうと思ったのだけでも、私は意識の問題だと思う。せっかく知事がそういうコメントをしても、そのとおりに動かない、そして、今に至っているという状況だと思うんです。

そこで、さっき監査という制度があるのに、という話をしたのだけど、一般の県民はみんなそう思いますよね。監査委員というのは一般からも出てきて、それから、議会選出でも2人いるんです。私は議会選出の監査委員はもともと反対で、大体自分たちの監査を自分がするということが。議会も監査するんですよ、我々も監査されるんです、議員さんに。だけど、そのときは当然忌避をするわけですよね。自分たちのことだから、これは向いていないといって、監査委員から外れるんですよ。そういうことを今現状はやっているの、あっても機能しないということになってしまうんですよ。それで、会計検査院が入って、指導されて表に出てくる、大体そういうパターンなんだけど。

そこで、知事のコメントの中にこういうことがたしかあったんですよ。これは9月25日に記者団に対して、不適正支出について聞かれたときに、業務が忙しい、あるいは煩雑であったと思うけども、それは理由にはならないと知事は言っているんですよ。だけど、幾らトップの知事さんがそう言っても、肝心の働いている人たちにその意識がなければ、こういう問題はなくならないでしょう。そう思いませんか。これ、部長から答えてください。

小林森林環境部長 内田委員から幾つか御指摘をいただいているわけでございますけれども、既に報道等であったとおりでございます。

会計検査結果につきましては、今後11月には公表されるだろうという状況になっております。県内は、調査等をしている段階ではございますけれども、その辺の今回あったことについてのコメントについては差し控えたいと思います。法律、制度ということで今回の検査が行われ、国庫補助金を適正に執行しているか、また、目的に従って執行しているかといった検査だったと思います。その辺につきましては、やはり制度にのっとって公務を執行していますから、適正な執行が当然行われるべきであると考えております。

そんなことで、委員御指摘のように、過去、不適正支出があったということで、さらに、今回の会計検査院の取り扱いが最終的にどうなるかということはありませんけれども、やはりその辺については職員が全員、緊張感を持って仕事をしていく、制度に精通していく必要があると思います。そういうことを踏まえて、より一層認識を新たにに取り組む姿勢、対応方法をきちんと点検してやるべきだと考えております。

国庫補助事業の執行に当たっての年度間の話など、何に充てられるかというような部分については、やはり認識不足があったのだろうと考えておりますので、



こういうことを踏まえて、しっかりやっていく必要があると思います。また、当部についても、そういうものが出ておりますので、あらゆる機会を通じて、より一層きちんとやるということと考えております。全庁的にも指示があると思います。

内田委員

国では政権が交代して、民主党政権になって、言われているのは、ひもつきの補助金制度自体をなくして、一括交付金みたいな形にするということで、確かにそうだと思うんです。でも、それは後の話でしょう。今は、ここまでどうだったかという議論をしているのだから、そこまでは、公務員が法律に縛られて働くことは当たり前のことでしょう。政権がかわって今度はこうなるからいいのではないか、という議論とは違うと思うんですよ。

そこで、納入業者についても、県が部局をまたがって、調査チームみたいなものをつくりましたよね。たしかそうですね、内部調査をする。内部調査というのはあまり当てにならないけど、その中で、納入業者7業者について、調査対象だと言っている。私が一番心配するのは、昔、業者にお金を預けた形にしておくといい、預けというのがありましたよね。そういうものはなかったと言うのだけど、実際は、内部では調査しているわけですよね。それについては、預けはないと言えますか。

小林森林環境部長

過去にはそのようなものがあつたと、私も認識しておりますけれども、そのときに、事務処理の仕方や取り扱いというのは、内部的な調査もしたり、情報公開をしたりしながら進めてきたので、現時点では、そういったものはないだろうと思いますけれども、いずれにしても調査していますので、大きな組織の中でございますし、調査の推移を見るという形になるうかと思えます。

内田委員

わかりました。

私は、新しい会計システム、コンピューターによる会計システムを導入しているからもう不正はできないというのは、あまり信用できない。例えばさっきの納品の問題、年度をまたぐ納品というのは、職員が書類をつくるのだから、それはできるわけですよね。書類をつくられてしまったら、それに対してはコンピューターは作動しないわけでしょう。

それから、もう一つ、目的外使用、これも多分コンピューターではチェックできないんですよ。

だから、その2つはもう職員の意識の問題なんです。ぜひその点を踏まえて対応していただきたい。

(明野最終処分場について)

それでは、次に、先ほど請願があり、きょうは傍聴人も来られているのだけでも、私は、明野の処分場絡みで6月定例会に質問をしたという手前もありまして、幾つか聞きたい部分があります。まず、この請願書の中にも、たしか後ろのほうについていたと思うのだけでも、5月21日から、これだと9月20日までですよ、多分重量だと思っただけでも、月ごとに、最終処分するものが4トン車中心で何台というふうに出ていますよね。これを私も単純に計算してみると、4カ月間で100台弱だと思いますよ。1カ月に23、4台、土日を除いたとして、土日以外のときにほぼ1台ずつというような計算ではないかと思えます。私も現場へたまたま委員会の調査で行ったときに、ちょうど1台が来ていたという状況でしたけど、1日1台ぐらい。そうすると、4トン車で換算すると、1日4トンぐらい入ってくるのかなということなんですよ。

今、環境整備課で把握している、開業してから現在までの納入のトン数、それ

から、できれば月別で、金額、処分した売上高、そして予定した量と比べてどのくらいか、それをまず出してください。

橘田環境整備課長 搬入の状況については、9月30日までで、約684トンと、あとは、立方メートル換算のもので約16立方メートルという状況でございます。

内田委員 いやいや、もう一つ聞いたでしょう。  
予定量があるでしょう。それに対してどのくらいかというのを。

橘田環境整備課長 初年度は3万6,000トンを予定しております。今年度につきましては5月から3月までですから、その3万6,000トンの10カ月分で3万トンが入れば試算の予定どおりとなるわけですが、今お話をしたように約700トン弱という状況でございます。約4カ月ですから、月々150トン強くらいになるのかなと考えております。

内田委員 私が聞いたことにすべて答えてもらっていないので、本当はこういうのを答弁漏れというんですよ。

金額も聞いたのね。金額も当然聞かなければ、赤字になるかどうか非常に重要な問題で、赤字になるのは多分決まっていると思うんだけど、9月30日までで予定したものが、年間だけでも、9月30日までで簡単に出せるじゃないですか。私もここに電卓があればすぐ出すんだけど、割合を知りたいんですよ。例えば9月30日までの本当の搬入量から見ると50分の1だとか、あるいは金額だと100分の1だとか、それを知りたいんです。

橘田環境整備課長 済みません。電卓はございませんけれども、この5月に開業しまして、3月まで10カ月で計算しますと、月に3,000トン入れればその試算どおりなのかなと考えているところですが、それに対して、現状4カ月で約700トン弱という状況になっております。

内田委員 ということは、月だと150トンちょっとくらいで、大体、20分の1ということかな。そうすると、単純計算して、1年やって1カ月分行かないということだよな。まあ、いいでしょう、そこまでわかれば。金額も当然そうだと思う。そして、さっきの請願の後ろのところに、働いている人たちが、環境整備事業団の人たちまで入れて19人とありますよね。我々が行ったときにも、委託を受けた人たちが何人かいたような気がするのだけでも、その人件費も当然出てきますよね、4カ月なら4カ月。非常にこういう状況になっているわけですね。

ところで、私が6月の定例会で質問する前に、環境整備部と、かなりやりとりをしたのだけでも、どうしてこういう状況になったかという、一番大きい理由は何かと言ったら、一番大きい理由は経済状況だと言ったんですよ。今の経済状況だと言ったんです。私はそうではないと思っています。だけど、特に環境整備事業団のほうは、今の経済状況がこういうことだからということと言った。そして、たしか茨城県かどこかの処分場の例を挙げて、そこは何カ月か後には盛り返して、予定どおりの処分量が出てきたというような話をされたのだけでも、依然としてそういう理由ですか、今、4カ月たった時点で。

橘田環境整備課長 最大の理由かどうかは、検証をちゃんとしてみないとわからないところがございますが、世界同時不況の影響はかなり出ているのかと考えております。

内田委員　　そういう抽象的な答え方だと全く聞いたほうはわからない。かなり出ているというのは、どのくらい出ているのかわからない。職員は抽象論で何かしようとするけども、では、最大の原因は何ですか。

橘田環境整備課長　　やはり廃棄物の量が通常より5割から6割減っているという状況で、これは事業団の営業活動からの話でございます。

ただ、そういうことはありますけれども、やはり搬入量に関しては、仮に5割減ったとしても、先ほどの3万トンの5割ですから1万5,000トン、10カ月で1万5,000トンですから月に1,500トン、その部分だけでも1,500トン入らなければ、それに合わないんですけれども今お話をされたように、月々150トン強というような状況になっています。

内田委員　　その廃棄物の量が半分ぐらいに減っているというのは、単純に考えると、全国の最終処分場も、営業してかなりたつところも含めて、全部半分ぐらいになって当たり前だよ。だって、処分量が半分になったというのだから。そうでしょう。そういうことを言っているということ。それとも、この山梨県だけは特別な理由があるということを行っているのか、どちらなのか言ってくれないと、私には理解ができない。

橘田環境整備課長　　全国の公共関与の処分場等々にも、事業団のほうで状況を把握するために、いろいろ問い合わせをしていますけれども、半分かどうかはともかくとして、受け入れはかなり減っているという状況でございます。

内田委員　　口癖かもしれないけども、「かなり」というのは「可也」と書くんですよ。いいということなんだよ、「かなり」というのは、自分が何かを言うときに、肯定するときに使う言葉なんですよ。10%でかなりなのか、90%でかなりなのかわからないですよ。そういうのを抽象論というんです、わからないですよ。そこを聞いても多分、全国の状況を把握していないということだろうね。

私はそうではないと思うんです。この処分場をつくるスタートからの経緯があって、いろんなものが複雑に絡まってここまで来たんですよ。天野知事の時代から、複雑に絡まってここまで来た。そういうものが影響し合った結果だと思うんです。経済の状況はその中の1つだと思う。

そこで、この前、私は議事録を読み直してきたのだけでも、あの再質問をしたときに答弁漏れだという発言があって、あのときはそう思わなかったけども、どうも答弁漏れだったなと思うんですよ。

何かというと、きょうは地元の人たちも来ているけど、地元合意というのがあって、5.5年という合意がありますよね。要するに埋め立てをする年月が5.5年ということで、それがあから、まさに次の寺尾の処分場がいつスタートできるかがリンクしてくるわけですね。そこで、今のこの状況でいくと、12月を待たなくても、処分する量はとてもじゃないけど足りない。何十分の1ですよ。しかも、赤字も間違いない。

そこで、あのときは6月で、今はもう10月だから、何カ月かたったんだよね。依然として、5.5年という答えをしましたよ、これは絶対に変わらないと思っ

ていいですね。

橘田環境整備課長　　埋立期間の5.5年というのは、この前もお話をさせていただいたように、公害防止協定で、搬入開始から5.5年とすると、取り決めをしています。

- 内田委員                    いいですね。こういう場ではっきり言ってもらいと非常にいいと思う。  
                                  そこで、今の状況からいくと、間違いなく処分する量が足りないですね。その場合に、これは12月になってから考えるというかもしれないけども、考えることは1つしかないですね。つまり、金額を落とすということしかないと思うんです。幾ら営業活動をしてみても、予定したとおりの量は入ってこないと思うんですよ。  
                                  そうすると、金額を落として、その赤字になった部分は県の税金で埋めていくと考えていいのですか。
- 橘田環境整備課長        今、経営審査委員会でいろいろ御議論をいただいているところですので、その議論、意見、提言等を踏まえて検討していく、健全な営業に努力していくことを考えています。
- 内田委員                    それだと3カ月、4カ月前と全く変わらなくて、月がたって変わらない状況が続いているのに答えも変わらないということになり、私が無尽会みたいのところへ行くと、こういう質問をしたからということもあるのだけど、必ず聞かれるんですよ。おれたちの税金を使うのかと。  
                                  どうするのですか。起債か何かする予定ですか。そこだけはちゃんと、どうするのか。結果はもうわかっているんです。12月にならなくても私はわかっていると思う。経営審査委員会がどういうことをやるのかということのもわかっているけども、そのときになってでなければ言えないということですか。
- 橘田環境整備課長        繰り返しになりますけれども、その経営審査委員会の議論等を踏まえてお答えをしていくものと考えております。
- 内田委員                    わかりました、それは12月の議会でやりましょう。  
                                  (次期最終処分場について)  
                                  それで、もう一つの疑問というのが、今、明野がこういう状況でありながら、次は寺尾で同じスタイルでやっている。多分違うのは焼却灰を入れることぐらいなのかな。それから、もう一つ、隣接したところに焼却場をつくることぐらいかなと思うんですよ。  
                                  しかも、我々が職員から聞くところでは、寺尾については総事業費は多分100億ぐらいになるのではないかと。そうすると、明野で恐らく70億ぐらいだと思っているんです、損失分を入れてね。赤字を補てんすればもっと行くと思うけど、とにかく200億近いお金を2つの処分場、この処分行政に県が税金を使うと。全部が県の税金ではないにしても、とにかく税金でそれを賄っていくという考えをこの先も続けていくのかなと。  
                                  聞くところによると、もう寺尾は決まったとかいうことを言っているのだけでも、その辺についてもどうなんですか。総事業費が100億ということについても間違いはないですか。
- 橘田環境整備課長        工事費につきましては、平成19年度に……。
- 内田委員                    総事業費。
- 橘田環境整備課長        済みません。ですから、概算の工事費でございます。  
                                  工事費については、平成19年度に概況調査をやっておりますけれども、その中で、想定額ということで約75億から90億を見込んでいます。

それから、処分場につきまして、これからも公共関与でやっていくのかという御質問だったと思いますけれども、最終処分場整備に当たり、公共が関与するかどうかということには、いろんな御意見があろうかと思えます。

ただ、山梨県には処分場がない。安定型の処分場が1つ、それから、自分の会社の処分場が1つしかないという状況を見ますと、本県が公共関与の道を選択したということは適切な判断だったと考えております。

内田委員

この議論、多分ここで行ったり来たりの議論になるような気がするので、これ以上やりませんが、あとは12月の議会でもやるつもりでいるから、そこできているけれども、とにかく私はこの処分場の議論をもっと県民の中に浸透させたいと思っています。そのくらい21世紀は環境の時代だと思っているのね。これは間違いないと思うんですよ。

そういう意味において、議員さんたちもそうだけでも、できるだけ多くの県民がこういう議論の中に参加できるような状況をつくっていくべきだと思います。特に公共関与でいいのかどうかという議論も含めて、やるべきだなと私は思っているんです。

以上で、答弁はいいですから、私の質問はここで終わらせていただきます。

(明野最終処分場について)

木村委員

山梨県が環境日本一とかいろいろ言っていますけれども、私は、もうちょっとごみの問題などを本当にしっかり考え直すべき時期ではないかと思うんですね。

ですから、人口が減っていく中で、キルン方式を使えば灰の処理もできるわけですし、もっとこれからの時代に合わせて、県が山梨県を1つのものとして、ごみの問題をもうちょっとしっかり考えていくということが一番大きなことであり、そうなれば、ごみゼロということで、ごみの処理ははっきり言って要らないくらいに思っています。県外で安く受けてくれるのだったら、県外にみんな今持っていつているのですから、そのことをとりたてていろいろ言っているのもおかしいというのが、私の気持ちの半分にはあります。

それで、私は、水質汚染というか、その安全性のことがいつも頭にあって、前回もそのことを聞きましたので、1点だけ。

本当は、環境ホルモンのビスフェノールAが、私、一番の問題だと思うんですね。それさえきちんとしていれば、そんな問題はないと思うんですが、これは国の調査項目にないのでやっていないということでした。ですから、国の規格にないであれば、やっぱり県民の一人として、これを何らかの方法ですることが、この安全性についての一番の問題ではないかなと。

さっきの山梨県全体で考えること、処理場については環境ホルモンが一番大きな問題だということです。

1つ伺います。

電気伝導率について前回も伺いました。そのときに、特にそのことが人体に影響するものではない、人体にその電気伝導率の数字が上がっても影響がないんだという答弁があったと思います。それは影響がないらしいのですが、そうはいつでも、私の手元に平成21年度の環境モニタリング調査というのがあり、地下水観測井戸が3つあって、井戸1号の中の数字、これを持っていらっしゃると思うんです。5月18日に7.8ミリジーメンスですか。6月2日は5.8、7月7日は4.2と数字的には確かに下がっているんですね。ですから、この下がっているのは工事の関係で何か影響があったのかなということ、わかりますけれども、もし天然の地下水の数字だとすると、これが0.1から0.5であると専門家からお伺いしました。

それによると、この7.8とか5.8とかいう数字は、どう見ても大き過ぎるんですね。この数字は何に起因すると考えるかということ、今回きちんと聞いておきたいと思って、質問します。

橘田環境整備課長 この明野の関係の調査の結果につきましては事業団のホームページに出ているのですけれども、委員のおっしゃったように、その数字は、単位がミリジェームス・パー・メートルということでございます。この請願の中に出ている数字は、マイクロジェームス・パー・センチメートルということなので、ここに出ているデータを10倍にしてもらえば、委員がおっしゃっている数字と同じようになりますので、例えば7.8というのは78、それから5.8は58というような状況になります。

それから、電気伝導度は、前にもお話をしましたけれども、電気抵抗の逆数で、電気の流れやすさを示す指標です。ですから、水の中に含まれるイオンの量の目安となるものですので、有害物質があるかないかというものを調べる数値ではないということでございます。

木村委員 確かなるほど思っているのですが、そうはいつでもこの数字は大きいんですよね。

では、工事を始める前の数字、アセスメント調査のときの数字があったら教えていただけますか。

橘田環境整備課長 事業団ではこの前にもずっと調査をしております、湯沢川の上流部、下流部で、平成8年から平成15年、それから、平成18年から19年ということで、年に4回実施しており、その間は69から221マイクロジェームス・パー・センチメートルで推移をしています。

木村委員 表流水でもいいのですが、私が聞きたいのは地下水なんです。つまり、一番心配するのは、シートの下の水のデータをきちんととらえておきたいというのが、私の質問の要旨です。表流水ではなくて地下水です。

橘田環境整備課長 地下水につきましても、環境整備事業団のホームページに平成20年度の環境モニタリング調査の結果が出ておりますけれども、例えば観測井戸の1号につきましては、平成20年の8月に38マイクロジェームス・パー・センチメートル、それから、ことしの1月には49というような状況になっています。

木村委員 そうすると、もともとこの水は、純粋な天然の地下水にしては数字が高いと、鉱泉というか、何かが入っている水だとお考えですか。

橘田環境整備課長 先ほどもお話ししましたけれども、水の中に含まれるイオンの量ということで、いろんな状況に左右されるということが1つあるかと思えます。例えば雨が降った日にはかるのと、晴れた日にはかるのとでは、当然雨が降ったときのほうが高い値が出ると、普通はこういうものでございます。

あとは、例えば温泉などですと、当然電気伝導度というものは高いということでございます。

木村委員 最後になります。

確かに、イオンとかいうようなもの、塩分とかであれば、電気伝導度が高くなる。わかります。わかりますけれども、それが山の水だったわけですね。天

然水だったですね。

ですから、考えるのは、温泉というか、鉱泉の何かがまじっているということと言われると、私が今質問する限りではそうですかとしか言いようがないのですが、またこの点について少し調べさせていただきたいと思います。

(明野最終処分場について)

小越委員

明野の話をもっとさせていただけます。

先ほど内田委員のほうから搬入量のことがあったのですが、私の電卓では多分12%かなと思うんです。それで、経営努力をされて、11月末に発表するとおっしゃっているんですけど、たしか年度当初の土木森林環境委員会の中でも、経営努力をしていくというお話がありました。具体的にどのような経営努力をして、その成果がどうなっているのか、どういうところに働きかけて、どのような結果があって、それがこのトン数にどうあらわれているのか、お示してください。

橘田環境整備課長

経営につきましては、事業団のほうで営業活動をやっておりますが、実働数は106日、それから、事業者数が延べ460事業者に営業に回っております。そのような中で一生懸命やっていますけれども、景気の状態とか、そういったものがあり、今の搬入状況という結果が、9月末現在で出ているということでございます。

小越委員

回っていると言っても中身なんですよ。どんなことを言っているのか、それに伴って経営努力の結果というものがあらわれているのでしょうか。

橘田環境整備課長

今、結果は、地道ではございますが、あらわれております。9月末現在の契約実績が38件。事業者のほうへ回って様子を聞きますと、通常よりも廃棄物の量が減っているということです。

それから、事業者は1つの処分場とだけ契約をしているのではなくて、複数の処分場と契約をしている。1つの排出事業者が明野だけと契約するのではなくて、例えばほかの県外の処分場と契約して、2つとか、3つとかと契約をしているという状況でございますので、なかなか、明野と契約をしたからといって、そのまま100%全部が明野ですというような状況にはないということが今現状でございます。

小越委員

経営努力をすると言っている割には、何をどうされて、どう生かされたかよくわからないのですが、9月末で38件というのは、これは前より多くなったのですか。それはどうして多くなったのですか。頭を下げてお願いしますと言うと、入れてくれるようになったのですか。

橘田環境整備課長

それは当然営業ですから、お願いに行くということもありますし、7月から、契約搬入量に応じた割引制度を導入しておりますので、そういう効果も上がっているのではないかと考えております。

小越委員

割引をしたとしてもまだ、予定に対して12%しかない。

今後、この環境の中では、リサイクル、リユースの中でごみを減らす方向です。だけど、ごみを集めるということですよ、割引して、ごみをとってこよう、集めなさいというのは、ごみを集めるというのは、この環境行政の中では逆ではないかと思うんですよ。ごみを減らそうという立場なんですけど、ごみを集めないと、結局経営が大変になるというのはちょっと矛盾していると思うんです。

もう一つ聞きたいのですが、1カ月で多分3,000トン入れれば試算が合うということですが、今、もっと少ないですね。そうすると、今、1カ月当たりの処分場にかかる経費は幾らぐらいかかっているのでしょうか。

橘田環境整備課長 まず、最初の矛盾しているのではないかというお話ですが、それは、リサイクルへ回すものを処分場へ入れてくれということであれば、それは矛盾しているのですが、最終処分をするものをほかの処分場ではなくて明野へ入れてくれということですから、何ら矛盾しているものではございません。  
それから、維持管理費につきましては、例えば浸出水の水処理の作業や覆土というようなもので、約500万程度の維持管理費を見込んでいるところでございます。

小越委員 500万というのは、それは3,000トン入るという見込みで500万なのですか。  
月150トンでも、この500万というコストは変わらないんですね。人件費もあつたり、環境調査もあつたり、水処理もあつたりするから変わらないということですね。

橘田環境整備課長 試算をしての見込みでございますので、当然委託をしているものはそれぞれの経費を計上していますけれども、埋め立てをする廃棄物が少なければ、覆土やそういった作業が減るとか、かぶせる土、土砂が減ったりしますから、今お話しした500万程度というものにダイレクトに直結しているというものではないです。

小越委員 ダイレクトに直結しているものでないということは、150トンでも3,000トンでも、500万が480万、550万かもしれないが、大体この程度かかるといえることですね。

橘田環境整備課長 幾らかかっているかというのは、私どもはちょっと把握しておりませんが、普通に考えれば、ごみを100埋めるときにかかった部分と、10しか埋まっていないという部分は、当然経費がかからないものも出てくるということでございます。

小越委員 これからの予定でいくと、3,000トンに対して150トンですから、この経費の分と、それから入ってくる予定の分の金額、この見込みでいきますと、差額を単純計算すると黒ではなくて赤になると思います。今までずっと1,800万という話でしたけど、そうはいつても半年たって、まだ1,800という数字でしょうか。

橘田環境整備課長 1,800というのは、操業を開始する前の昨年5月で試算をしたものが1,800、こういう話でございます。  
では、今、どうかということでございますけれども、この現在の状況が続けば、料金収入と、それから埋立量の確保は非常に厳しいと考えています。

小越委員 厳しいということは、黒にはならないということですか。

橘田環境整備課長 今の段階で1,800万という試算ですが、数字は今やっているところで、わかりません。



小越委員           それで、先ほど割引の話がありましたけども、割引するということは、今まで決められている搬入していいものに、それ以外の一般廃棄物を含む、それも含めて検討するという事はないでしょうね。

橘田環境整備課長   そのようなことはございません。

小越委員           また割引なのですが、割り引いた分のところは、先ほどの収入のところと含めて、試算上狂ってくると思うのですが、それはいかがでしょうか。

橘田環境整備課長   当然その割り引いた分については、その部分だけ収入が減るということになるかと思いますが、まずは処分場を利用してもらわなければ何も始まらないので、自県内処理を進めるということで、県外へ持っていっているものをとにかく自分の県内で処理をしましょうという考えで進めております。

小越委員           自分の県でちゃんと処分場を持つべきだと私は思っています。民間でやるということになると、もうかるかもうからないか、そのラインだけでいきますと、最後の水処理の問題を含めて、それは非常に危険だと思っております。

やはり県が責任を持ってやるべきだと私は思うのですが、安全性の問題、先ほど木村委員からも、この請願にもあるのですが、電気伝導度が上がっていると。大丈夫だとおっしゃるのですが、では、そもそもこの水の中に、何が入っているのかというのは明らかにできないのでしょうか。

橘田環境整備課長   公共関与で進めるメリットは、採算性だけではないということが、非常に重要なことだと考えております。

何よりも安全性を確保して、周辺に住む皆さんが、安心して暮らすことができる環境を保つということが、何より重要な姿勢だと考えています。

そこで、何が入っているかでございますが、これも事業団のホームページで公表しておりますけれども、浸出水から何が出ているか、あるいは井戸水では何が検知されているか、川では何が検知されているかというものは全部ここに出ておまして、約四十数種類の成分について検査をしています。

小越委員           その四十数種類入っている中で大丈夫だというものと、今は大丈夫かしれませんが、何年後かに浸透してきてシートに穴があいたりしますと大変なことになります。そういう問題も含めて、安全管理委員会を開いたと思います。その中にはどのような説明をされて、住民の方からどのような御意見があったんでしょうか。

橘田環境整備課長   データではすべて環境基準をクリアしておまして、基準をクリアしていないのは、大腸菌で、若干オーバーをしています。

それから、安全管理委員会につきましては、8月12日だったと思いますが、今年度の第1回の安全管理委員会を開きまして、そこで、検査の状況や搬入の状況、それから、電気伝導度につきましてもお話をさせていただきました。

小越委員           でも、住民の皆さんから請願が出てきているように、不安は解消されていないわけです。

ここにもあるのですが、例えばアスベストの問題では、たしかアスベストが入る前には事前に話をすることになっているらしいのですが、それが、今回は

当日や2日前にアスベストが入るといのように、突然言ってくるというのはどうしてなのでしょう。

橘田環境整備課長 8月12日の安全管理委員会でそういう御質問も出まして、回答させていただいていますが、たまたま問い合わせがあったときに、事業団のほうで答えることができずに、その辺がおくれてしまったということがありましたので、そのことについては安全管理委員会の中でも謝罪をしています。ですから、それを担保するためにはどういう方策がいいのかということで、その場でも議論をして、では、こういうことでやっていきましょうということで、御理解をいただいている状況です。

あと、安全性の不安ということでございますけれども、私どもとしまして、県と事業団が一緒になりまして、ずっといろんな御説明をさせていただいております。御理解をいただいている方もいらっしゃるんですけども、御理解をいただけない方もいらっしゃるということで、すべての方に御理解いただけないことについては、私どもについても申しわけない部分があると思っております。例えば電気伝導度についても、こういうものですよと説明しながら、さらに御理解いただけるように頑張っていきたいと考えております。

小越委員 最後に、先ほど内田委員のほうから、税金を投入するという話がありましたけれども、全部満杯になって、5.5年後に税金を投入するのと、今、この量が少ないときに税金を投入するのは、全然違うと思うんです。処理の問題も含めまして、先ほどの500万の覆土と水質処理のことも含めまして。

そうすると、私は5.5年の約束は必ず守らなければいけないと思っています。それ以上の、今の決められたもの以外を入れることは、まかりならないと思っています。であれば、今ここで思い切って英断を下したほうが、税金投入金額も少なくなると思うのですが、いかがですか。

橘田環境整備課長 これにつきましては、前々からお話をさせていただいておりますけれども、県内に幾つもの処分場があって、無駄なものをつくったということであれば、そういう御意見もなるほどとは思いますが、山梨県には管理型の産業廃棄物最終処分場が1つもないという状況でいいのかということで、ずっと県の施策として進めてきたものでございます。

平成6年に環境整備事業団を設立しましたが、その時点と現在は、明野処分場環境整備センターができたということだけで、あとは何ら変わっていないという状況でございますので、公共関与でやってきたことの判断、それから、安全・安心な処分場をやっていくということは適切だと考えております。

小越委員 これ、最後にしますけど、何ら変わっていないのは、住民合意がなく進めてきたので、何ら変わっていないと思っています。

私は、公共関与でしっかりと安全確認もして、そして、自区内処理すべきだと思っています。だけど、この明野の場所でもよかったのか、そして、この住民合意はどうだったか、そこがやはり大きな問題だった。かけ違いであったと思うんです。そこを反省なくして、とにかくつくってしまったものだからというのは、いかがなものかと思っています。

12月前に発表があるかと思いますが、このままでいくと多分、赤とはおっしゃいませんでしたけれども、赤になるということはもう明確に、今お話があったと思います。採算性の問題は、それは二の次の話ですけども、今、やはりここで英断を下してやめるほうが良いと私は思っています。

( 休 憩 )

( 山梨県地球温暖化対策実行計画について )

木村委員

NHKで、「明日のエコではまにあわない。」というのがよく放映されていますけれども、本当に地球の現状を見るといつもそう思っています。

先月、ニューヨークで行われました国連の気候変動に関する首脳会議において、鳩山総理が温室効果ガスについて、2020年までに1990年比25%削減するという目標を宣言し、各国から高い評価を受けました。

山梨県でも、昨年度の地球温暖化対策実行計画を策定して、取り組みを進めています。県の目標も国と同様で、1990年比24.4%の削減だということです。どういう対策を行っているのか、まずそこから伺いたいと思います。

小野環境創造課長

昨年度末に県で山梨県地球温暖化対策実行計画を定めまして、地球温暖化に取り組んでいこうとしているところでございます。この計画の中で、排出抑制について、それぞれの施策体系をもとに削減対策をやっているところでございます。

まず、1番目には二酸化炭素の排出抑制対策で、例えば温室効果ガスの排出抑制計画制度を実施したり、あるいは中小企業の皆様方に対する省エネ機器の導入をする際の支援を行っております。

それから、もう一つの柱としまして、森林吸収源対策の中で、山梨県森林吸収量確保推進計画に基づいた効果的な間伐や、やまなしの森づくりCO<sub>2</sub>認証制度というものも新たに創設をしたところでございます。

それから、再生可能エネルギーの導入を1つの大きな柱にしまして、御承知のとおりグリーンニューディール計画に基づいて、太陽光や小水力、あるいはバイオマス等の、いわゆる自然エネルギー、再生可能エネルギーを積極的に導入していこうとしております。

そのほかといたしまして、都市機能の集約化などを図りまして、コンパクトシティの形成、あるいはまた、県民皆様方に対します環境教育を推進して、一人一人がそれぞれ温暖化防止に努めていただきたいという取り組みをしているところでございます。

木村委員

では、その4つのうちの最初の話についてですけれども、県の実行計画を進めるための1つの対策として排出抑制計画制度が挙げられていますけれども、これについて、県条例では一定の事業者に提出義務を課しているということですが、状況はどのようになっているかお聞きします。

小野環境創造課長

今、委員のほうから一定の事業者という話がありました。年間エネルギーの使用量が原油に換算をして1,500キロリットル以上の事業者を特定事業者としておりまして、この特定事業者の皆様方に対しましては、排出抑制計画を出してくださいということで義務づけをしております。現在、101の特定事業者がいるわけですが、これまでのところ、すべての事業者から提出がございました。

木村委員

提出があったということであればその内容を公表すべきだと思うのですが、どうなっているのか。今されていないというのは、遅いような気がしますけれども、いかがですか。

小野環境創造課長

現在、計画書の内容につきまして集計、分析を行っているところでございます。

実は、この排出抑制計画は6月の委員会でもお話をさせていただきましたが、6月30日までが提出の期限になっており、実はそこまでに出していただいた方が、7月上旬までで85くらいになっておりまして、残りの事業者があったわけです。我々といたしましては、事業者の皆様方にこの制度をよく理解していただきまして、環境への取り組みを行っていただいた上で、計画書を出していただくことに大変意義があると思っております。この期限内に提出されなかった事業者の皆さん方に対しましては、出向いていったり、いろいろお話をする中で、提出に向けての働きかけをしてきたところでございます。

そんなこともありまして、最終的にすべての事業者から提出がありましたのが9月の中旬でございました。したがって、その9月中旬以降、半月ばかりたっているわけでございますが、現在集計をして分析をしている状況でございます。その集計、分析が終わり次第、公表はしてまいりたいと考えています。

木村委員

現在、環境に取り組んでいる企業の評価は大変上がっているわけですし、計画を通じてすぐれた取り組みをした企業をしっかりと把握した上で、その内容を県内の企業や県民に伝えるような発表会をしたり、事例集をつくったり、当然ホームページでも公表するでしょうけど、調べたものをきちんとしなければまずいと思うのですが、その点についてはどのようにお考えですか。

小野環境創造課長

おっしゃるとおりでございます。基本的には排出抑制計画を公表するときには、個々の事業者のものをそのまま出すのではなくて、我々のほうで一覧表にして、見やすいような格好で県のホームページ等で公表したいと思っております。

それから、事例集というお話がございましたが、実は、エコ事業者シンポジウムというものを予算に計上しておりまして、今のところ12月に行う予定でおります。このエコシンポジウムにおきまして、今委員がおっしゃるような、環境に対する積極的な取り組みを進めている事業者、あるいは有識者の方から環境に関する講演もいただくことにしております。その中で優良な取り組みをやっている事業者の皆さん方の紹介等もしていきたいと思っております。

木村委員

実は、『週刊金曜日』というものに特集が組まれていまして、東京都はオリンピック招致でかなり環境のことを言ったようですが、落選してしまいましたけれども、東京から横浜、滋賀県などは、国や世界よりもさらに厳しい数字というか、大きな目標に向かって頑張っているということが書いてあります。

環境重視では経済成長がない、できないというような経済界の新聞記事などもありましたけれども、この中で、滋賀県の知事は、批判も覚悟したが、県内企業の多くは環境配慮を社会貢献として大事にして、厳しい環境規制を持つ滋賀県に立地することを誇り、ステータスとして考える企業も多いそうだと聞いています。

滋賀県は琵琶湖があるのですが、やっぱり山梨県は山梨県の特色をしっかりと生かして、ああ、だから山梨県はこういうことをやっているんだと、県としての環境に対する何か、きちんと一般の人にも見えるような、山梨の特色ある温暖化対策というものをきちんとわかるような形で、例えばこのようにメディアにも取り上げられるようにある程度していかなないと、一生懸命努力をしたりしていることが目に見えなくてわかりづらいと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

小野環境創造課長

おっしゃるとおりだと思います。

本県におきましては、日照時間が日本でトップクラスにあることや、森林県で

あるということ、あるいはまた、急峻な山々に囲まれていることがあり、豊かな水とともに急流ということもございます。そんな山梨県の恵まれた自然環境を最大限生かすということで、グリーンニューディール計画を6月につくりまして、これに基づき、それぞれの施策を進めているということが1つの大きな特徴ではないかと思っております。

それから、もう一つは、昨年、地球温暖化対策条例の中に規定をいたしましたけれども、条例の中で規定したというのは初めてだということを知っております。森林県ということで、森林吸収のCO<sub>2</sub>の認証制度をつくったということも大きな特徴ではないかと思っております。

木村委員

どこの県も競ってやっていることで、山梨県もしっかりやっているということですから、自分たちもお互いに一生懸命やっているわけですが、やはりアピールできるような、何かそういうものをもう一つ加味したらどうかと思っております。

(環境教育について)

環境教育について、一、二お伺いしたいと思います。

まず、本年3月にやまなし環境教育実践指針を策定されていますね。そこで、環境家計簿は、山梨県全戸に配布していると思うのですが、回収は怎么样了のか、まずお伺いします。

小野環境創造課長

現在までのところ、環境家計簿の回収枚数は約500枚程度でございます。

木村委員

全県下へ配ったということであれば、全県下の戸数の30万軒くらいのうちの500軒、何%になるのでしょうか。そのパーセントと全県下に配布するという金額。安易に、何か一方的に配布したのではないかと思うんですね。ただ広報と一緒に入ってきて、私も入っていたなという記憶ぐらいで、私も書いて出していないのであまり大きく聞けないのですけれども、30万軒に対するそれだけの労力、金額、そのことについてお伺いします。

小野環境創造課長

確かにおっしゃるとおり、全世帯ということで33万世帯弱に配布をさせていただいたところでございまして、回収率につきましては非常に悪いと認識をしておりますが、そもそもこの環境家計簿が、今までの取り組みとちょっと違うのは、先ほども言いましたが、昨年度、地球温暖化対策条例をつくりました。この条例を県民の皆様方に周知しようということが1つの目的にございました。

それとあわせて、地球温暖化の現状や地球温暖化防止のための対策が必要だということを県民の皆様方によく御理解いただいて、一人一人に取り組んでいただけるように、周知を図る意味合いでつくったパンフレットの中に、環境家計簿に取り組んでくださいというお願いをしたところでございます。費用ですが、約33万のリーフレットをつくるのに260万ほどかかっておりますので、1枚、1軒に8円程度かなということで、周知をするという1つの目的から見れば、それなりの効果があったとは思っておりますけれども、各家庭から環境家計簿を回収しまして、その集計、分析等を行うという面からは、数字的には大変残念な結果になっていると思っております。

木村委員

では、配ったときの目標というか、どういうことを想定されていたのか。最初から500軒くらいだと思っていたから、これでいいのだという、何かそんなふうに投げやりのような気がして今聞いていました。

どのくらいどういうふうにする、そのためにどうするということがあってやっ

たのではないのですか。その辺のことはどのようにお考えですか。

小野環境創造課長 特にどの程度の目標にするというものは、当初から立てていませんでした。おっしゃるとおり、最初からもう少し回収が進むようにということを考えればよかったのではないかという御指摘だと思いますが、我々のほうでも、市町村に回収ボックスを置かせていただいたり、あるいはコンビニエンスストアをお願いをして、回収ボックスを置かせていただいたりということには努めたわけでございますけれども、結果としてその回収ルートが少なかったということだと思えます。今後そういったことにつきましても、検討、検証はしていきたいと思っております。

木村委員 もっとここにいらっしゃる報道陣をお願いをしてやればよかったと思うのですけれども、それはともかく、子供にキッズISOというのがあって、子供向け環境家計簿というのがあるのですが、これは、1週間は今までどおり、そしてあと1週間は家族で考えて取り組んでみるというものです。おふるはみんな入ろうとか、寝るときは全部コンセントを抜こうとか、家庭で話し合っ、あとは実践するというところらしいのですが、子供の行ったことを必ずコメントを書いて返すという、それがキッズISOということで、子供エコネットというところで、ボランティアの方が県内でも30人くらいいらっしゃって、やっている。このように、出すからには回収する、成果というものをきちんと、最後まで、今後はどう生かすかということを考えなければ、ただ、周知徹底させればよいと思って出したとか、一方的に市町村や区長さんたちは言うことを聞いてくれるから配布をしてもらおうということは、ちょっと安易であったと思います。ぜひこのことについては、次にどんなふうにしていくか、そのままごみになって出ているのではないかと考えているところですが、今後についての答弁をいただきます。

小野環境創造課長 御指摘もありましたけど、以前は、学校でいわゆる親子でエコチェックシートというものを1週間程度やっていたのですが、短期間であって、その実質的な効果が見られないということがございました。それは19年度までやっていたのですが、昨年度はこういう新たな試みをしたわけでございます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、回収率が悪いということがございます。実は、今年度は小学校の4年生、5年生のいる世帯の半分を選ばせていただきまして、そこに、やはりある程度の期間を置きまして、同じような格好で環境家計簿に親子で取り組んでくださいというお願いをしています。そういったことで、また学校を通してやっておりますので、回収率につきましてはかなり高くなるものではないかと期待をしているところでございます。ことしのそういった取り組みの結果も見ながら、また引き続き検討してまいりたいと思います。

木村委員 次になりますけれども、どうしてもテレビや新聞の影響というのはとても大きいと思うんですね。緑のカーテンというのは大変よく放送で映像に映って、甲府などの学校での様子、子供たちの様子が紹介され、私もそれに影響されて、ことしは2つ緑のカーテンをしました。木材のほうの組合で、その枠組みキットをつくって売り出したというものをもらったのですが、大変いいことだと思ったので、それを500枚くらい印刷して、自分の講演会のときに配りました。もう一つ、菜の花プロジェクトというのがありますよね、遊休農地対策で農政

部と一緒に。緑のカーテンは、キットのほうは木材のほうですよ。

そんなことなんですけれども、天野知事のときに指定校というのがあって、とても学校が熱心にやっていた記憶があるんです。そういうことを思うと、やはり知事部局と教育委員会、つまり、例えば山梨県小中学校環境教育プログラム開発委員会とかいうように、物々しい、しっかり名前をつけたりして、そして、縦ではなくて横のつながりを持った、きちんとしたものをつくったらどうかと思うんですよ。

緑のカーテン、菜の花プロジェクト、ほかにこういうものがあると、いろんなことを、横を1つにしたようなものが、環境を本当に考えていかなければならないときに必要だと感ずるので、その点はどのようにお考えでしょうか。

小野環境創造課長 現在も実は教育委員会と連携を図っております。例えば教育委員会のほうで教育センターで環境教育の専門研修をやるところに、本課の職員を派遣しまして、これまでの県の取り組み等についての説明や、あるいは教育委員会からの要望も聞いていくという状況でございます。例えば、先ほど指定校をやっているというお話がございましたが、現在は教育委員会のほうでは、エネルギー教育に特化をして環境教育をやっていると聞いております。

御承知のとおり、本県の自然環境、こういった特色があるわけでございますので、それを生かす中で自然エネルギーに関する環境教育を充実させていくということで、エネルギー教育の指定をしまして教育委員会では取り組みを進めていると聞いております。

我々のほうといたしましても、そういった環境教育に対しまして、教育委員会と連携する中で、プログラムづくりや、手引書のようなものが作成できないかということは検討はしていきたいと思っております。

木村委員

わかりました。

私は、講演会などではなくて、やっぱり子供たちはみずから体験をすると、さっき言った緑のカーテンなどで、いつも重い土を運んだりするのを見て、実際にやってみる、それによって知恵を働かせる。やっぱり子供の頭のやわらかいうちにいるんなことを実践させることが、将来そのことがずっと頭に残って、環境というものに対していいのではないかと考えています。

ですから、特に教育委員会だけにあんまり負担をかけてはいけないと思うんですね。そうしないと持続可能にならないと思うので、ふだん学校でやっているカリキュラムに何か加えるくらいでもいいと思うんですけれども。

それに、エコティーチャー派遣事業というのがあるそうですけれども、エコティーチャーというのは現在何人で、その予算はどのくらいで、今までどのくらい派遣したとか、実績について何かお伺いできればと思います。

小野環境創造課長 エコティーチャーの制度につきましては、これまで環境アドバイザーという制度がございましたが、今年度からそれを少し衣がえしまして、エコティーチャー派遣制度というものを実施しております。

このエコティーチャーにつきましては、従来からのアドバイザーの方で引き続きやっていた方が21名ございまして、その方は引き続いてやっていたのですが、今年度から、新たに県民の皆様方の中から環境に関する知識や経験のある方、あるいはまた意欲のある方を公募いたしまして、その中から20名の方を選定し、エコティーチャーになるための養成研修を実施してまいりました。6月から9月までに計6回の研修をしていまして、20名の方をこの10月1日から新たにエコティーチャーとして登録しております。これまでの方と含め

まして、トータルで41名のエコティーチャーがいるわけでございます。

このエコティーチャーの皆様方に、学校や地域といったところから要請があれば、講師の謝金、それから、そこに行くまでの旅費につきましては、我々県のほうで負担をするという制度になっております。

昨年度の例では、50回派遣をしております。今年度につきましては、今から実施する予約の分も含めて、既に21回分のお話が来ている状況でございます。

木村委員

わかりました。

さっき話をしましたように、もっとこういう人たちを有効に活用されて、職員も一緒になって、子供たちの教育に大いに活用してもらいたいと思います。

最後になりますけれども、いただいたこの表の中に、山梨環境科学カレッジ・大学院のことが載っております。環境学習における指導者派遣事業、出前講座というものをやっているのですが、この学校が、難しいような印象を受けてしまうのですけれども、どれくらい派遣をされたり、授業をなさっているのか、お伺いします。

望月森林環境総務課長 環境科学研究所では環境講座ということで、例えば環境体験プログラムのもとに、大自然の中でゲームを行うネイチャーゲームの体験であるとか、自然の中での体験、活動をする講座を年4回することになっております。また、地球温暖化をテーマとした講演会も毎年行っております。それと、富士北麓地域の自然を観察する会といいますか、観察する講座も6回ほどやっているのですが、それで計10回、環境科学研究所で環境講座を実施しています。環境カレッジという40名の枠を募集いたしまして、その40名の方が今の10講座のうち5講座を選んでいただいて受講するという制度です。それで、一定の講座を受講しますと、奨励のために修了書を差し上げる。そういう事業でございます。

そして、もう一つ、大学院というのがあるのですが、カレッジを修了された方に対しまして、研究員の方が専門的な講義を実施しまして、その年間10回を受講しますと、今度は大学院の修了するという制度でございます。

これに要する費用が50万円ぐらいになると思うのですが、平成15年から行っている事業でございます。カレッジを修了された方が188名、大学院を修了された方が88名、当然これはダブっているわけですが、そのような状況でございます。

木村委員

突然聞きましたので申しわけないのですけれども、県民がどれくらいこの学校のことを知っているかということと、この内容が一般県民に還元されるような内容なのか。卒業した人たちが、さっき言ったエコティーチャーになっていればまだいいのですが、どのようにその人たちが活動しているかという辺がちょっと疑問に思うのですけれども。

望月森林環境総務課長 大学院を卒業された方につきましては、自然観察員に登録をしております。その中でいろいろな呼びがかかれば、解説をしていただけることになってございます。

そして、このカレッジの普及はどうしているのかという話だと思うのですが、山梨県にまなびネットという制度がございます。これはいろんな学習機会が載っておりますが、市町村でやっているものもありますし、県がやっているものもございます。そこに環境カレッジの講座もアップされておまして、環境について学びたい方は、そのカテゴリーの中から選んだりできるようになっており、その中で広報をしているのが実情でございます。



木村委員 わかりました。  
卒業された方が自然観察員になっているとか、やまなしまなびネットの中……。

望月森林環境総務課長 中で講座の普及を図っているということです。

木村委員 大学院に入る人が多くなるということですか、済みません。

望月森林環境総務課長 まなびネットというのは、学習機会の情報提供のコンピューターのシステムです。県民にこんなカレッジがあります、こんな講座がありますという普及、情報提供をしているということです。

木村委員 わかりましたけど、大いに活用できるような形ですということと、それから、余りいい質問ではないかもしれないけど、その学校の年間の人件費など、金銭的なことはどのようになっていますか。

望月森林環境総務課長 環境科学カレッジの11講座につきましては、外部の方に講師をお願いしているのですが、トータルの予算が51万円。

木村委員 河口湖あたりに建物がありますよね。山梨環境科学研究所の人がこの先生になっているのですか、私の勘違いですか。

望月森林環境総務課長 大学院につきましては、この研究員が講師となっております。カレッジの部分につきましては外部にお願いをし、講師料を払っております。

木村委員 では、研究所のほうの費用はどのくらいかかっているか、お聞きしたいと思えます。

望月森林環境総務課長 経費といいますと、この事業の経費ではなくて。

木村委員 いやいや、あの建物すべてで、です。わかりました、後でいいです。  
私が言いたいのは、そういうものをきちんと世に出して、そして、県民にどれくらい還元されているのか。何か難しいことをしているとか、あそこにあるということを県民がどのくらい知っているかなど、そういう点があったものですから。  
もっと一般の県民も関心を持つような研究もしないと、もったいないのではないかなど。すばらしい先生方がいらっしゃるのであれば、そういうことの活用のために。  
済みません、回りくどいような質問になったかもしれませんが、その点についてきちんと精査をしていただいて、県民にも親しまれるもの、それから、どのくらいお金がかかっているかわからないですけど、どれくらい県民に還元されているかなど、一部の人だけではなくて、県民全体のことから質問しました。  
以上です。

(公務中の被災による死亡事故について)

石井委員 2カ月前のことを引き出すようで大変恐縮ですが、実は、峡南林務環境事務所の職員の事故のことでお伺いしたいと思います。

8月に身延町の土砂崩落現場の測量をしようとしていた森林環境部の職員が、土石流に巻き込まれて死亡するという事故が発生したわけでございます。

これについて、実は山日の8月4日の新聞でございますけれども、11時10分ごろ、主査の山鹿芳照さんですか、40歳の若さでお亡くなりになられたということでございます。そのときの談話の中で、日ごろから安全管理をして万全を期してきたが残念だというお話でございました。町としては同日午後5時から通行止めをしたということでございますが、きっと強い使命感のもとで、早期に災害の復旧を図ろうという中で、公務中の死亡事故ということで大変痛ましく、また、残念なことであります。

そこで、まず、当時の事故の概要はどうだったか、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

望月森林環境総務課長 事故の概要ということですが、事故が起きたのは身延町地内の山の中、山間地でございます。7月下旬の豪雨によりまして、まず土砂崩落が起こりまして、集落の生活道路である町道に土砂が流出しました。

身延町では、町道の土砂を撤去するとともに、県に対しまして早期災害復旧を要請したところでございます。

要請を受けた峡南林務環境事務所では、まず7月30日に、崩落地の踏査を、実際歩いて行って、そこで、県単独の小規模治山事業により、谷どめ工、堰堤を配置する方針を図ったところでございます。それで、8月3日に、その谷どめ工の設置に係る測量のため、崩落現場に入ったわけですが、そのときに再度の崩落が発生し、土石流に押し流されたということでございます。測量につきましては、峡南林務環境事務所から8名、身延町役場から応援として4名がおりましたが、それらの職員につきましては、幸いにも崩落発生時に位置していた場所などによって、被災から免れたという状況でございます。

石井委員

非常に重い気持ちではありますが、安全対策について1つ伺います。

当然のことだとは思いますが、これまでも安全対策には取り組まれてこられたことと思います。こうした事故が起きるということは、そういった取り組みにもかかわらず、何らかの原因があったのかと思います。

そこで、まず、日ごろからどのような安全対策を行っていたか、もう一点は、現場ではどのような安全確認を行ったか、確認をしたいと思います。

望月森林環境総務課長 安全対策の取り組みといたしましては、峡南林務環境事務所でも今年度になりまして2度、管理職が講師となって労働災害の研修を行っております。また、労働監督基準局が業者向けの安全対策の研修をしております、そのときも参加するなど、日ごろから安全教育は行っているところでございます。

また、当日の朝、前日の雨量が22ミリ程度あったということを確認した上で、現地に赴いたわけです。そして、現地では30日に踏査した時点と、崩落の規模や状況に変化がない、また、浮き石もないということを目視で確認しております、さらに、土砂崩落の予兆とされております沢水の濁りはないということを確認した上で、測量を開始したところでございます。

石井委員

わかりました。

起きた事故は取り戻せないわけでございます。そこで、今後このような事故を起こさないために、今回の事故の原因や従来の方策の課題をしっかりと究明しなければならないと思います。考えを伺いたいと思います。

望月森林環境総務課長 事故原因の究明と事故の再発防止に向けまして、事故の当日、森林環境部内に技監を委員長とする事故調査委員会を設けております。

過日その報告書が取りまとめられたわけですが、事故調査委員会では、森林環境部の全所属から選出された職員で構成される安全衛生委員会と合同で、現地調査、関係者のヒアリングなどの調査によって、原因の究明を行ってきましたが、その報告書では、安全対策の課題としまして、事故当日、測量の上部の踏査を30日にしたので当日は行わなかったということや、そして、見張り員の配置をしなかったということが課題ではないかということが指摘されております。また、町道の早期の安全の通行確保が念頭にあって、現場条件を考慮する判断にやや欠けたかなと、また、現場に潜む危険への意識が薄かったのではないか、林務特有の現場条件を踏まえた、安全対策の研修などが足りなかったのではないかという点が報告されております。

石井委員

確認の手落ちもあったようでございますけれども、すべてのことに念には念を入れるということが、まず大事なことではなからうかと思えます。このような事故で優秀な職員を失うことは、県民にとって大きな損失であります。

こうした痛ましい事故を二度と起こさないために、明らかになった課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいかれるのか、伺いたいと思えます。

望月森林環境総務課長 報告書では、今後の再発防止策としまして、課題を踏まえて、業務に当たってはいつも危険が潜在していることを意識した上で、日ごろからの安全推進体制の改善、専門的研修の企画、実施、また、現場作業に当たり、余裕を持った行動日程を確保すること、さらに、安全のための心がけやチェックポイントを定めた確認事項を確認することや、ヒヤリ・ハットした、そうした事項を職員同士で共有することなどを安全活動と位置づけて実施する。さらに、測量業務に当たっては業務開始前に、どんな危険が起こるのだろうか、その緊急事態が発生した場合の避難方法や避難経路を周知するとともに、落石が起こる可能性がある場合は見張り員を設置する、そのような対策をとることが報告書に記載されております。

今後、この報告書に基づいた安全対策を各所属、全職員に徹底して、安全対策に取り組んでいきたいと考えております。

小林森林環境部長

幾つか質問をいただいたわけでございますけれども、職員が公務中、公務遂行中に被災して死亡するという、あってはならない事故が生じたわけでございます。まことに残念であると同時に、胸が痛む思いと御遺族にかける言葉もないわけでございます。

事故当日には早速、重大事故ということで事故調査委員会を立ち上げまして、原因究明や再発防止策についての調査を行ったところでありまして、その委員会から、今後とるべきさまざまな安全対策を盛り込んで、報告をいただいたところであります。

今後はその報告内容等をよく職員に周知しまして、具体的な対策や、回避できる最大限の努力をしていく必要があると思っておりますので、危険なところへ行く業務等々もありますけれども、さらにそういうものは徹底してやっていきたいと思っておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

石井委員

ただいま、望月課長、また、小林部長からもしっかりとした取り組みを伺ったところでございます。

生命の大切さ、とうとさ、それで事故の痛ましさを教訓として、森林環境部関係者のみならず、全庁的な課題であると思えます。ぜひ、二度と事故のない、明るい職場づくりに全力で取り組んでいただきたい、こう思っています。

(間伐材の活用について)

中込委員

1点、端的に質問させていただきます。

間伐材の活用について質問させていただきます。

午前中も審議がありまして、保全等ではありますが、間伐等をして、森林の整備及びその促進を図るということでもあります。そうすると、当然間伐材はふえてくると思うのですが、その間伐材をどのように利用しているのか、その辺の現状についてまずお聞きして、どのくらい間伐材が出て、何%くらい活用されていて、どんな方向で使っているか。お願いします。

安富林業振興課長

間伐材の利用についてでありますけれども、ここ3年ほどの平均でいきますと、年間5,000ヘクタール程度の間伐をやっております。そして、これは間伐材の材積に換算しますと、材積で利用されているのが10%から20%の間で推移をしております。材の利用の内訳ですけれども、6割ほどが建築用材、その他がチップや、くいなどに利用されております。

以上です。

中込委員

今、利用が10から20ということで、一般的に素人が考えたときに、すぐもったいないということと、何でこんなに少ないのかと感ずるのですが、その理由は何かあるのでしょうか。

安富林業振興課長

間伐材につきましては、やはり搬出コストがかかるということが一番のネックだと思います。

これまでも間伐材の利用は10%か20%程度ですが、進められてきました。道に近いところや、ある程度建築材として利用できるもの、そういったものを中心に利用されてきています。

中込委員

今まで大体10%か20%ということで、将来、もう少しこれを活用するとかいうことを、県としては何か考えておられるのか、お聞きしたいです。

安富林業振興課長

先ほど言いましたけれども、条件のいいところは大分使われるようになってきております。

県では、今まで利用されなかった細いものや、ちょっと曲がっているものなど、そういう間伐材も含めて、近年注目を集めているバイオマス関係に利用できるように、木材協会の中にバイオマス利用支援センターを立ち上げまして、どこの山の中に間伐材があるのか、そして、どういう利用者がいるのかという情報を突き合わせて、間伐材が動くような仕組みといいますか、情報提供をすることにしております。

中込委員

いずれにしても、業者でやらせるのではなくて、例えば今の情報や、個人が自己責任を持ちますからとりに行かせてくれといったときに、それを利用させてくれるとか、何か積極的な活用をしないと、もったいないと思います。森林を整備する上でも、そこに置いておくより利用したほうがいいということになる。先ほどの木村委員の質問にもありますけど、情報をきちんと提供しながら、利用できるのかできないのか、利用する場合においては自己責任ですよということを明確にして、できるだけそういうものを、10%ではなくて、20、30、40と使うように、そこに朽ちさせてはもったいないような、無駄な感じがしますが、御所見はいかががでしょうか。

安富林業振興課長 間伐材を自由に持ち出して使えるような仕組みということでもありますけれども、県としましてもこれまで、例えば山の日のイベントなどのときに、間伐材をイベント会場まで運んで、自由にお使いくださいということをやったことがあります。ほかの県の状況を調べてみたのですが、ほかの県においても、山から自由に持ち出すという仕組みは、なかなかできていない状況です。

一番の問題は、先ほど委員もおっしゃられたように、素人の方が行って、山の中にどういう状況であるのかもわかりませんから、使いやすい状況に切る、チェーンソーで切って急峻な山から持ち出す。木材は非常に重いものですから、滑ったり転んだり、木そのものが運んでいる人に当たったりなどという問題もあります。

あと、仕組みを考える上におきましては、例えば、ある一定の地域と、ある一定の必要としている人たちの、まきをストーブに使いたいというグループがいて、そのグループの方は、一定のところから持ち出すという約束事をつくるという取り組みは、地域ごとでは可能だと思います。県としましては、持ち出す場合の技術的な支援や、先ほども言いましたけれども、こういうところに間伐材がこんな状態であるという情報を、調査しながら皆さんに提供していきたい、側面から支援していくことを考えております。

中込委員 もう終わりにしますが、いずれにしましてもできるだけそういう情報を提供しながら活用する方向でお願いをしたいということと、やっぱり、県の財産であり、材木なら普通、これはお金にしようと思うわけじゃないですか。だから、そういう意識をこれからはみんなが持って、少しでもそれを利用する、山梨県が豊かになる、そういうことを考えていくべきだと思っていますので、それを申し上げて終わりといたします。ありがとうございました。

(林道の整備について)

小越委員 林道について、まずお伺いします。

富士・東部の菅野盛里・鹿留線ですけども、なかなかここはあかないのんですけども、完成まであと何メートルあるのでしょうか。

深沢治山林道課長 菅野盛里線の現在の進捗率は72%でございます。

小越委員 あと何メートル。

深沢治山林道課長 全体延長が20キロですが、現在まで13キロやっておりますので、あと7キロでございます。

小越委員 菅野は7キロで、鹿留のところは御答弁がなかったんですけども、そうしますと、菅野盛里はたしか27年度完成となっているんですけど、1年間に1キロやるということでしょうか。

深沢治山林道課長 そのとおりでございます。

小越委員 菅野盛里でいきますと、最初の予定が昭和62年に採択されて、全体計画延長は今も変わらないのですが、昭和62年から平成20年度までの間で、30億でやるということになっていました。事業の変更があり、1回目の変更で20年度までで70億となっています。なぜ倍以上にふえたのでしょうか。

深沢治山林道課長 社会情勢、経済情勢の変化、それから、基準の見直し等でございます。

小越委員 基準の見直しというのはどういうことでしょうか。倍以上にふえるのは社会情勢の状況といいましても、ちょっと理解に苦しむのですが。

深沢治山林道課長 基準の見直しは、採択を過ぎてから、全国的に大きな災害を受けたりしましたので、国からの基準も、災害に強い林道をつくれということがございました。それで構造物の見直し等をしておりますので、そのための経費もかかっております。

小越委員 それで、平成14年にもう一回計画期間の延長をして、平成27年、7年ふやしています。それで、あと7キロ、1年間に1キロするというのですが、この計画でいきますと、平成27年までに完了するのでしょうか。

深沢治山林道課長 完成する予定で事業を進めております。

小越委員 そうしますと、今までにかかった費用を単純に、当初の30億でいきますと、1メートル当たり多分14万くらいだと思うのですが、70億になった関係で、1メートル34、5万になっていると思います。34、5万に1年間の1,000メートルを掛けた金額、これを7年間掛けていくと、70億で足りるのでしょうか。

深沢治山林道課長 これは、平成14年に期間延長しておりますが、70億の事業を変更しないで期間延長をしたいという申請を国に出しております、認められております。その後、第三者委員会であります公共事業評価委員会においても、この旨提案しまして、内容を精査していただいて、私どもの提案どおり、この金額でできる。私どももこの金額でできると思っております。

小越委員 それで、菅野盛里線は、完了していないからクローズになっているんですけど、そうはいつでも途中まで、13キロも進んでいるわけですから、どのくらい木材の搬出をされているのか、立方ですとか金額とか、どうでしょうか。

深沢治山林道課長 金額については集計をしておりますけれども、植栽にかかる面積、それから、保育にかかる面積、間伐にかかる面積を合計いたしますと、現在までで640ヘクタールほどをやっております。今後も200から300ヘクタールの予定をしております、整備率、全体のカバー率でございますが、約41%は整備をしております。

小越委員 植栽、保育、間伐ということで、主伐、切り出してそれを使うという主伐はやっていないのでしょうか。

深沢治山林道課長 過去6年間においては、主伐はやっておりません。

小越委員 そうしますと、主伐はいつから始められるのでしょうか。これを完了しないと、主伐はできないのですか、それとも、途中からでもできるのでしょうか。

深沢治山林道課長 森林の主伐につきましては、地域森林計画、それから、県有林につきましては管理計画に定められておりますので、その林分で当たったところ、その林道が利用できる場所で主伐期に当たれば主伐をいたします。

ただ、何年何月に、どこの木を、どの林分を切るかという詳細については現在ここで申し上げることはできませんが、長期計画はございますので、また御質問があれば、その資料は提示できると思います。

以上です。

小越委員           もう一つの鹿留のほうも、平成8年に採択されて、平成30年に完了するということで、これは66億8,500万で、単純に計算するとメーター43万か44万だと思っんです。林道にしては高いのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

深沢治山林道課長   これは採択年度が平成8年でございますけれども、そのときの基準、それから平均単価を掛けて全体事業費を出したものですから、15.2キロを66億でやるという数字は妥当だと思っております。この規格に当たっては、この程度の金額は必要と思っております。

小越委員           平成15年の公共事業再評価、林道全般についての中間意見書を見ますと、急峻なところや、地質の不良なところで工期の延長が多いのですが、そういうものは整備効果も遅く、コスト感覚を持った時間管理が必要だと言われています。そこで、ほかの林道もですが、どのようにしてコストを下げる努力をされているのでしょうか。

深沢治山林道課長   林道の基準がございませけれども、基準の弾力的な運用を行っております。一例を申しますれば、ここは幅員が5メートルの林道でございませけれども、区間によって4メートルに変更して、少なくとも1,000メートルはやるということをやっておりますし、それから、のり面保護につきましても、従来モルタル吹きつけをしていたものを、間伐材を利用したものにする。それから、客土吹きつけにするというように、コスト縮減は図っております。

小越委員           コスト縮減を図っていると言うのですが、できたところから主伐も含めて、先ほどの間伐もですが、やはり利用したほうがいいのではないかと思っんです。全部でき上がるまであと7年かかるんですか。それから主伐をどうするかではなくて、できたところは使えるようにするべきで、ほかのところでは完了しなくても、どんどん切り出すところもあると思っんです。これでいくと、コストを70億かけても、結果として出てくるのはかなり先かなと思います。そこも含めて、コスト縮減をもう少し考えていただきたいのと、できた道のところではできる限り利用されるほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

深沢治山林道課長   先ほどの説明でちょっと足りなかったのか、誤解をされているかと思いますが、あけたところは、先ほど申しましたように植栽、保育、間伐等に既に利用されております。ここには計画がなかったものですから、開設した林道が主伐には使われていません。

先ほど申しましたように、主伐につきましては当然計画的にやっておりますので、順次伐期が来れば、そこを切っていく。切った後は植栽をして、また、そこが大きくなれば間伐もしますし、枝打ちもいたします。

したがって、主伐がゼロでおかしいという御指摘ですが、そこには計画が今のところない。あと二、三年たてば出てくるかもしれませんし、それは私の範疇ではないので、先ほど申しましたように、県有林であれば、県の経営計画、管理計画、それから、民有林であれば、地域森林計画に伐採計画がきちんとありますの

で、それで利用されていくものと思っております。

それから、開設したところの利用についてですが、先ほど申しましたように、既に保育間伐等には使われております。これは、一般の方の乗り入れを部分的に遠慮願っているものでございまして、林業関係者には、既に開設部分については十分使っていただいております。

それから、一般の方への開放についてですけれども、現在工事中であるということ、それから、途中の待避所、巡回所の関係もありますので、部分的には入り口から期間的にとめる場合もありますけれども、基本的には、できたところは一般の方にも入っていただいております。

小越委員

主伐の計画を出してもいないのですけど、ここは林道を通して、その材木を出すと。だから林道をつくったと思うのですが、道だけあけて、計画を出すのは後からというのは、逆だと思うんですよ。この材木を出すから、だから道をつくるというのが筋だと思うのですが、これからどのくらい出すかは、またいろいろな方たちと考えると、道をつくってから考えるというのは逆ではないでしょうか。

それで、今は、この菅野盛里、鹿留では金額的には何もないという理解でいいんですか。

深沢治山林道課長

先ほど申しましたように、林道をつくって、林道があいた後、物を出すのではなくて、その都度、法律に基づいた法定計画で伐採計画は決まっておりますから、あと10年20年後にそこを切るということへの先行投資をしているという意味合いも当然あります。

それと、主伐だけの林道ではありませんので、何回も申しますように、植栽、保育、間伐でも十分利用しております。それが良好な森林環境の創出につながっておりますので、木を大きくして育てて、また20年後30年後の主伐期を迎える、このときに基幹林道として使えるようにということで、菅野盛里線は整備しております。当然のことながら、そこから先、主伐期に向かいますと、支線、作業道をそこから入れることとなりますけれども、全線作業道というわけにはいきませんので、幹線となる菅野盛里線をまず整備する、それから、整備する林分へとつなぐ、こういう全体計画をつくっております。その計画はきちんと決まっております。

小越委員

先ほどの間伐のところは16.4ですよ、利用に対して。菅野盛里もかなりたっているのですけども、この間伐の16.4というのは妥当な数字なんではないでしょうか。

深沢治山林道課長

間伐のこの数字が妥当でなければやらないわけなのですが、現実に山に行って、その林道が間伐に必要かどうかということを調査してからかかります。それも決まっておりますから、私どもが調査して、この6年間には16.4ヘクタールを間伐したという実績でございます。

小越委員

もう終わりますけども、70億かけてこの数字ということで、その後どうなるかということをもっと明らかにしてもらいたいと思います。30億が70億になり、そして、20年度までの予定が27年度に変更になり、急峻な地形だから1メートル44万もかかるというのは、その金額だけ見ますとどうしてかなと思うんです。

それは計画があるからいいという。では、計画をしっかりと出してもらって、いつから主伐をするのか。先ほどの話を聞きましても、間伐にどのくらい使われて



いるのか、森林整備が必要だからこれを通すのであれば、もっと間伐が進んでいていいはずだと思うんですけど。

この計画でちゃんと達成できるのかどうか、そこをしっかりと示してもらいたいと思います。

深沢治山林道課長 先ほど16.4と委員が申されまして、私も16.4と申しましたが、これは16.4%でございます。全体では250ヘクタールを間伐しております。

## 主な質疑等 県土整備部関係

104号 平成21年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

### 質疑

(繰越明許費について)

小越委員 県土の3ページですが、繰越明許費の中に、140号の話があったのですけれども、いわゆる西関東連絡道路の延伸が入っているのでしょうか。

上田道路整備課長 上から2段目、国道橋りょう改築費が、トータルで10億4,750万円と記載してありますけれども、この中に入っています。

小越委員 それは幾らで、繰越明許になった理由は何ですか。

上田道路整備課長 金額は、今年度、西関東連絡道路は、二期ですけれども、昨年度が3億円で、これは3月に内示があり、今年度は7億円ということで、全部で10億円です。それで、繰越明許額は1億ちょっとという数字で、箇所数は5カ所ございます。その内容は橋梁設計を委託するつもりで、本来は9月ごろまでには出したかったのでございますが、その前の段階になる地質調査等が、現地の立ち入りに時間がかかり、おくれてしまった。よって、地質調査を経た後に詳細設計を出しますので、年度をまたぐ工期が必要になったということで、橋梁5カ所についての詳細設計を今回お願いしております。

小越委員 私は、西関東連絡道路は延伸する必要がないと思っていますので、この点は反対します。今、国の公共事業見直しの中でも、例えば高速道路を4車線化予定のところは、2車線でいいのではないかという話もあります。そもそもこのところは一回、事業採択を見送られたという経緯もあり、この道路は、なくても今のままで十分だと思っていますので、この繰越明許をすること自体にまず反対をします。

(急傾斜地崩壊対策事業費について)

もう一点、県土9ページの急傾斜地崩壊対策事業費、6月補正でもお聞きしました。この負担金500万というのは、どこの町に負担してもらおうのですか。

望月砂防課長 ただいま御質問いただいた負担金につきましては、申しわけありませんが、手持ちの資料で確認できないのですが、今、急いで調べていますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。済みません。

小越委員 南部町ほか24カ所と書いてあります。この500万がすべて南部町なのか、ほかの町もあるのかです。今までも聞いたのですが、事業費の1割程度を払ってもらおうということでしたが、今回は5,500万で500万というのはどうしてですか。

なぜそこが即答できないのかわからないのですけれど。それでは、この500万を事務費に充てているというお話は前にいただきました。では、この500万で、事務費は具体的に何にどういう基準で使っているのかお示しいただきたいです。

望月砂防課長 資料がすぐ出せなくて申しわけありません。

500万が、単純計算で5,500万円に対する1割にならないというのは、箇所によって、地元負担金というか、受益者負担金が10%になるところもありますし、5%のところも、15%になるところもありまして、その関係で、ちょっと計算が合わないという結果です。

受益者負担金の10%の使い道というのは、前回は御説明させていただきましたけれども、工事費と事務費をあわせて事業費という言い方をしており、事業費の10%とか5%の負担をいただいたということですから、全部が事務費ではないということです。その負担をいただいた金額のうちのさらに一部が事務費として使われるということで御理解いただきたいと思います。

小越委員 ということは、この急傾斜地崩壊対策事業にかかわる事務費ということでしょうか。それとも、不適正支出の問題もありますけれども、すべての県土整備部、また、砂防課、出先の機関など、その事務費にも入っているということですか。

吉澤県土整備総務課長 この事務費につきましては、前回は申し上げましたけれど、人件費やその他の事務費ということで使っております。それで、当然、国庫事業ですので、国と使途、内容については協議をしています。国庫も負担金も含めて、使途を明らかにして使っております。ただ、今までこの内訳について、市町村に明示してこなかったという実態がございます。つきましては、ことしからその内容については原課を通じて市町村に、こういった内容で使うのか、例えば工事費に使うのか、あるいは測量試験費、用地費、事務費等いずれに使うのか、そのうち、人件費、旅費、庁費、そういったものに幾ら使うのかということ、市町村に通知するというようにしております。

小越委員 通知していただくのはもちろんなのですが、人件費や旅費、庁費はこの500万を按分するということですか。例えば庁費は、出先の機関は1年間に水光熱費が何千万かかるので、この負担金のところを按分するということですか。全部どんぶりで使っているんじゃないですか。

吉澤県土整備総務課長 事務所はいろんな事業をやっております。こういった通常砂防だけではなく、今見ていただいたような国道の事業、あるいは河川の事業、そういったものを、事務所全体で使っております。ですから、大体のものについては事業費も按分ということになるのですが、人件費につきましては、そこに携わっている職員がわかっておりますので、その職員の人件費に、事業費に応じて案分して充当しています。

小越委員 ということは、人件費のうち、例えばその方が1カ月30万の給料だったとしたら、そのうちの急傾斜地崩壊対策事業にかかわった分の5,000円とか1万

円は、そこへ人件費で入るといふ、そういう理解でいいですか。

吉澤県土整備総務課長 そのとおりです。

小越委員 ということは、そのほかに例えば事業主負担の分の共済費がありますね。その部分はどなたが払っているのですか。それも市町村が払っているのですか。その部分も含めて按分で払っているとすると、市町村はそれを負担しているということですか。

吉澤県土整備総務課長 共済費につきましても、補助事務提要で補助金の対象になっております。したがって、今の市町村負担分につきましても、その負担割合に応じて入っているということでございます。

小越委員 私はこれは不明確だと思います。按分すればというけど、市町村が県の人件費を負担しているということですね。

和歌山県や熊本県では市町村負担金廃止を決めました。山梨県では、先ほど内訳を明示すると言ったのですが、内訳明示だけではなく、そもそも廃止というような方向は考えられないのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 この事務費につきましては、私どもは当然その事業を執行するに当たっては必要な経費と思っております。したがって、補助金が事務費に充てられるということでございますので、現行制度の中でそういった事務費にも充てていきたいと思っております。

望月砂防課長 先ほど、急傾斜地について、負担金が今回500万計上されているのはどこの市町村かというお話がありましたけれども、これは私が勘違いしてしまっていて、先ほど説明させていただいた、県の当初予算と国からの内示との差額を今回5,500万補正という形で計上させてもらっており、それを1カ所でどこか落とすということをせずに、年度当初は矢島ほか25カ所に少しずつ金額を抑えてつけ、5,500万円分を下げて調整しています。今回、国の決定が5,500万上乘せされたということで、その25カ所にまた戻すような形で計上しています。要するに、25カ所のそれぞれの負担金に相当するものを合計すると、500万になるというものです。

そのように見ていただければ結構だと思います。

吉澤県土整備総務課長 先ほど熊本県と和歌山県の話が出ましたが、維持管理費の負担金について廃止をするとのことでありまして、急傾等の負担については徴収しているということでございます。

討論 なし

採決 起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定した。

第107号 平成21年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第109号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第110号 契約締結の件

質疑

小越委員 1点確認なのですが、先ほどの新倉トンネルもそうですけど、今回のところは落札率98.2で、応募が1つ、入札も1つ、競争がありませんでした。それについてどうお考えですか。

吉澤県土整備総務課長 委員御指摘のとおり、今回の入札参加者数ですが、先ほどの新倉トンネルについては2JV、それから、新天神トンネルについては1JVの参加でした。落札率が96.0%、それから98.2%ということです。

この公告のときの要件として、県内のAランク3社のJVという要件を設定しております。Aランクの業者が現在66社ございまして、代表構成員の過去の実績等から、代表となり得る業者数ですが、先ほどの新倉トンネルについては24社、それから新天神トンネルにつきましては32社でございます。Aランクの業者が66社ということですので、理論的には22JVの参加が可能であるということでございます。

本県の入札につきましては、おおむね20社から30社ぐらいが参加できるような競争性を確保するというところで執行しておりますので、結果として1JVの参加にとどまっておりますが、適正に執行されたものと考えております。

小越委員 入札してこなかった企業がある、それはわかりませんというお答えですけど、それにしても二十何社入れる予定が1社しか来ない。しかも98.2という高い落札率なんですよ。さっきの入札も96.2で2社です。決して競争があったと私は思えないのですが、例えばこの予定価格が低くて入れにくかったとか、そういうことはあるんですか。そういうことは考えられないのですか。

上田道路整備課長 単価の設定ということだと思いますけれども、基準に沿って適正に調査をした上で積算したものでありますから、その単価が低かったとか、適正でないということはない、適正だったと思っております。

小越委員 そこを言ってもしょうがないと思うのですが、当局とすれば、なぜこのような状況になったのか、競争は結果的にはなかったわけですよ。分析など、これからのようにしていこうとお考えなのか、お聞きしたいです。

吉澤県土整備総務課長 本県の落札率につきましては、かなり高いと言われております。そこで、各県の状況、これを今調査しているところでございます。入札契約制度等は、本

県につきましても一般競争入札を執行していますし、それから、電子入札の導入や総合評価制度の導入、それから入札監視委員会の設置など、そういった制度につきましても、他県と同様の内容であると思います。したがって、今後は、こういった1社入札であるとかいったことが、どうして発生するのか、その辺を調査しまして検討していきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第111号 変更契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(県民情報プラザ等解体工事について)

内田委員 それでは、所管事項について幾つか質問したいのですが、まず、防災新館、情報プラザほかの解体工事について、8月に入札が行われましたね。それで、まず確認をしておきたいのですが、解体工事の発注をしたときに、RC構造で発注をしたのか、それともSRC。RCというのは普通の鉄筋コンクリートですね。SRCというのは鉄骨鉄筋コンクリートだと思いますけれども、どちらで発注をされましたか。

末木嘗緒課長 公告は6月30日に行いました。そのときには、県民情報プラザはRC、県庁第一南別館はRC、県庁第二南別館についてはRCとSと、記載して公告をいたしました。

内田委員 昔の西友といいますが、西武といいますが、この設計図はそのときに持っていたのですか。

末木嘗緒課長 今、内田委員がおっしゃったとおり、もともと県のものではなかったものから、そのときに構造図がまだ判明しておりませんでした。

内田委員 発注をしたときにRCで発注をして、実際は設計図が出てきたんですよね、たしか。

末木嘗緒課長 その後、構造図が出てまいりました。

内田委員 落札したときですね。落札したとき、落札業者は、当然、発注がRC構造であるのだから、見積もりあるいは積算等はRCのものとして積算をしていますよね。それは間違いありませんね。

末木 崇 繕 課 長 はい、そのとおりでございます。

内田 委 員 これは、予定価格が、たしか4億5,000万円近い金額だと思うのだけれども、1億円近いショートで、80%を切っていたと思うんですよ。79.何%ぐらいの落札で、業者にとってみれば、RC構造で応札をしているのだから、当然それなりの見積もりあるいは積算をしていると思いますよね。それにしても79%というのは低いですよ。我々のような議員の立場で考えても、あるいは一般の県民から見ても、4億5,000万円近い予定価格の解体を1億円もショートして落札をしたと、それだけでも何となく怖い、安心・安全という部分でも非常におかしいなと思いますよね。

それが、実際は構造が違っていたわけです。これも非常におかしいですよ。普通ならば、これはやり直したと。そうでしょう、明らかに県のミスなんですよ。県がミスをしているのだから、私はこの入札はやり直すべきだと思うのだけれども、入札のやり直しはしなくて、恐らく県はプレッシャーをかけて、この金額でやらせたという状況は間違いないですね。

末木 崇 繕 課 長 今、委員がおっしゃるような、プレッシャーをかけてというのは……。

内田 委 員 その部分はとってもいいや、とにかく1億円ショートしたと。

末木 崇 繕 課 長 低入札価格で、1億弱ショートした79.8%で入札をしたということは間違いございません。

内田 委 員 これは物すごく大きな問題だと思うんです。こういうことは、多分、ホームページか何かで情報は開示していると思うけれども、一般の県民で興味を持っていない人は全くわかりませんよ。しかも、今回の情報プラザのところは、まさに山梨県の県都甲府市の中心で、あそこへ防災新館というものを建てようとしているわけでしょう。しかも、構造も違っていた。SRCのほうが、多分解体する費用だっただけかさみますよ。だれが考えても当たり前のこと。

だけど、県はそういうところも、議会へ諮ったのはまさにここです、この場ですよ。我々がここで何か言わなければ、何も無いんですよ。そういう異常なことが平然と行われているということ、きょうは大いに報道してもらいたいんだよね。こんな異常なことをやっているということが、非常に不思議でしょうがない。

ここで、部長、これはあなたの責任なんですよ。これはまだいっぱい問題が出てくるのだけれども、とりあえず、やり直しをしないというのはどうしてですか。

下田 県 土 整 備 部 長 通常、条件の変更が生ずれば、変更対応するという考えだと思います。この件についても、変更対応する案件だと思っています。

内田 委 員 ちょっと意味がよくわからない。変更対応ということは、入札をやり直すということですか。

末木 崇 繕 課 長 この件につきましては、確かに今、内田委員もおっしゃるとおり、発注後にSRC構造ということが判明しましたので、そのときに落札をしたJVとも協議をいたしました。そして、SRCということになりましたので、変更契約で対応をしないと、JVとも話をしてございます。

そこで、先ほど内田委員がおっしゃいました、プレッシャーという言葉が妥当

かどうかわかりませんが、あくまでもプレッシャーということではなくて、JVに説明をいたしまして了解を得ております。

内田委員

常識で考えてもらいたい。4億5,000万近い予定価格を1億円ぐらいショートして落札した、これだけでも私は異常だと思うんだよね。県の防災新館を建てるための解体工事をあの中心街です、こういう工事こそ安全性が非常に大事だから、十分な見積もりをしてもらって、予定価格に近い金額で落としてもらっていいと思う。さっき小越委員が言われたけど、あれとは全然状況が違うんです。こういう工事こそ、安全性を大事にしてもらいたいと思うわけなんですよ。

それなのに、条件変更の対応だけで話し合いをして決めましたなんてことは、これは絶対おかしいですよ。そうではないですか。我々は議員だからおかしいと思うのだけど、あなた方は県職員でいつもこういうことをやっているからかもしれないけれども、感覚的におかしいんじゃないですか。これはおかしいと思いますよ。やはりやり直すべきだと私は思いますよ。やり直すべきだと思う。

末木営繕課長

確かに内田委員のおっしゃるとおり、あそこは歩道に隣接をしております。車道も隣接をしております。そして、一般の商店も隣接をしております。そこで、私どもも工事を進めるに当たりましては、安全に事故なく進めていただく、これが第一条件でございます。

ですから、まず、契約が決まりましたときに、これは異例なことでございますが、JVの代表者に来ていただきまして、ぜひとも安全に、絶対に事故なく工事を進めていただきたいというお願いを申し上げました。当然、現場はもちろんのこと、その周辺に事故があってはなりません。これをお願いをいたしまして、JVも、それはもちろんです。そして、これも異例のことでございますが、下田部長のところへも私が御案内いたしまして、部長からもそれはよく申し伝えていただきました。ですから、私どもは、安全・安心に工事を進めるということ、第一に考えております。

内田委員

実際、工事を落札した業者は3社のJVだと思うのだけれども、今の解体工事の流れを見ると、中心になる業者というのは建設屋さんなんです。要するに建てる専門家が、中へ入って落とすんです。この場合も、私の調べたところだと、このJVの中心になっているところは、解体の機械なんか一台も持っていないじゃないですか。ということは、必ずどこか下請へ出すんですよ。そうすると、そこでまた間を抜くんです。そうでなくても、1億もショートして、本当は予定価格はもっとのさなければならぬのだから。構造自体が違っているのだから、お金がかかるべきものを、お金がかからないもので予定価格を出したのでしょう。それはもう県のミスなんです。発注をしたときのミスなんです。

それを変更だといって、安全にやれよと話し合いをして、向こうがやりますよといって認めましたと。では、もし事故が起こったときはだれが責任をとるの。知事がとるんでしょう。そうじゃないですか。こんなもの、時間をかける必要があるんじゃないですか。何でそんなことを急ぐんですか。入札のやり直しをすべきですよ。

小池県土整備部技監 今の変更かやり直しかという話ですけれども、通常、工事を出す場合、当然調査して、設計を組んで発注します。その際に、当初の設計と異なる場合、もしくは間違いがあった場合、これは条件変更として、変更して対応するという形でやっています。

今回の場合は、RC構造として我々のほうも提示して、向こうもRC構造で積

算したものですから、RC構造の解体として入札にかけ、3億で入札したものです。入札は、当然、低入札にかかっていますから、それはできるかどうかという審査もしています。今回の発注に当たって、建設請負会社という話が出ましたけれども、当然、私どもはこういった解体工事をする場合は、とび・土工・コンクリート、要するにとび・土工という解体専門の業者なんです。そういった業者を対象に、なおかつ、こういった場所ですから、請負額2,000万以上の解体工事の実績がある会社が代表構成員になってくれと。ほかの構成員については500万以上の実績のある者が構成員としてやってくださいという規定を設けて、そういったJVを結成してくださいと。

その中で、今回は総合評価型ということで、当然、金額、落札額もありますけれども、その業者が信頼に値する業者かどうか。業者の提案に私どもが求めたのは、施工計画の中で、1点は、本工事は狭い敷地内で高層の建物解体工事なので、解体の施工方法の工夫といったこと、それから安全対策といったことについて求めまして、それらの業者のJVの提案がほかの業者よりよかったということ、その提案と金額をあわせた総合評価が一番高いということで、信頼性を置いてこの業者に落札決定したというものです。

ですから、今回のRCとSRCの違いについては、当然、後にSRCが発覚したわけですから、これは変更対象として対応したいと思っています。

内田委員 議論が一番もとへ戻そう。どうして設計図が見つからなかったんですか。そこからいこう。

末木営繕課長 これにつきましては、当初から県が施工して建てたものではありません。一番最初は中込デパート、そして西友、西武、そして、かなり時間がたってから県が購入したというものでございます。それで、その図面につきましては、なかなか全部のものがそろわなくて、発注時には構造図が手元になかったということでございます。

内田委員 どうやって、どこから出てきたのですか。

末木営繕課長 これにつきましては、私も場所までは承知しておりませんが、発注が終わり、入札が終わった後、たまたまというか、古い図面の中から出てきたということでございます。

内田委員 まあ、いいや。今の議論はちょっとこっちへ置いておいても、とにかく、これは委員さんみんなそう思っているけれども、やり直したほうがいいと思いますよね。

そして、まだいっぱい問題があるのだけれども、さっきも技監がJVの総合評価だとか、とび・土工だとかという問題を出してしまったので、議論がごちゃごちゃになったけれども、これは地上11階で地下が3階あるんですよ。地下3階ということは、多分10メートルぐらい地下があると思うんです。今までこんな解体の工事はやっていないです。県内では、初めてみたいなものですよ。昔、松林軒というのがありましたよね。あそこを取り壊すときも物すごい問題があって、あれはたしか大阪の業者あたりが強引にやったのだけれども、地域の住民からいっぱい問題が出て、そんなことを言っているうちに終わってしまったんだけどね。それで、隣のビルにひびが入ったり、いろんな問題が出たんです。そういうことがあったのだけれども、こんな高層物を県がかかわったのは恐らく初めてだと、私は思います。



それで、業者を見ても、1社については解体の手持ち機械は一台も持っていないじゃないですか。そういう中で、総合評価だとか言うけれども、入札のあり方をもう変えるべきだと思うんですよ。

要するに、解体というのは解体を専門にやる人たちのJVでやるべきですよ。そこところが間違っているから、常にこういう問題が出てくるんですよ。解体だって、大きなものをやれる人もいる、内装が得意な人もいる、そういう人たちがJVを組むのが理想だと思います。そういう方向に持っていくことがやっぱり必要だと思う。

こんなことをやっていたら、事故が起こったときに、最終的には知事の責任ですよ。私たちは知事の命取りになるのが困るなと思っているんです。だから、やり直せと言っているんですよ。絶対に入札をやり直すべきだと私は思います。

しかも、低価格の入札だったわけでしょう。それ一つとっても問題なのに、本当は予定価格がもっとのったはずでしょう。それを考えたら、こんなに異常なものはないと思いますよ。それを、いやいや、このままいくというのは、私は県土整備部の中で、もう一回調査委員会を設置して、この問題について調査してもいいくらいだと思っているんです。そんなに急ぐことはないと思いますよ。

委員長にも私から提案をしたいのだけれども、この問題について、きちんと議会の中で、委員会の中で、まずは調べるべきだと思う。そうしないと、ここでこれを認めるということは、我々の責任にもなりますよ。これ以外にもまだ問題はあつただけだけれども、とりあえず今のことについて、私は暫時休憩してもらって委員長に諮ってもらいたい。

( 休 憩 )

内田委員

時間のこともありますし、まだ所管は私以外にも質問したい方たちもいるはずですが、今、議長応接でも話を伺ったのだけれども、私が言わんとしているのは、今までやったことがないような解体工事を、県内で初めて県がかかわりを持ってやる、地上1階地下3階、地下の部分は取り壊さないにしても、とにかくそういう高層の初めてのものをやるということで、スタートしたときに、実際はSRCだったものをRC構造で発注したということ、そういうミスが県のほうにもあったのは間違いないと思うんだけど、その後、設計図が出てきて、SRCになった部分の3,000万円については上乘せをしていくと。要するに設計変更をするということで、契約変更をするということですよ。ということで、落札率に合わせて約2,400万ぐらいの上乗せをするという話も聞きました。

そこで、事務局のほうから話を聞くと、5億を超えていないから議決案件にはならないということなんだけれども、とにかく今ここで私が質問する中で議したことは、要は、中心街の解体の工事であるから、当然、安全ということを第一にやってもらいたい、そういう意味で低価格で落としたということが心配だった、これも事実だと思うんです。

そういう中で、しっかりとした解体の工事をやってもらいたいということで、今、私が言った上乘せをするということ、それから、もう一つは、今後の解体工事のありように係ってくるのだけれども、今のように、建物を建てる業者が絡まない、解体だけの業者でJVが組めるような状況をぜひ県土整備部の中でつくってってもらいたい。そういう努力をしてもらいたい。そして、先ほども別室で、それが理想だよねと言ったら、技監もそうだとおっしゃっているのだから、やはりその方向を目指してもらいたい。

ということですがけれども、部長のほうから、今の私のこの思いについての答弁をいただいて、ちょっと長くなりましたけれども、この件については終わろうと

思います。その答弁をいただきたいと思います。

下田県土整備部長 ただいまの御質問でございますけれども、まず、RCからSRCに変わったということが、契約後に判明したということでございますので、これにつきましては、ルールに従いまして増額変更の対応をとりたいと思っております。

また、安全につきましても、先ほど課長の説明がありましたけれども、私のほうからも直接契約業者のほうには言いました、中心市街地での解体工事ということですので、特に安全については留意してほしいと。また、県としましても、低入札という案件でもありますので、しっかりと現場の管理監督を行っていきたい。安全の確保には最大限、最重要課題として取り組んでいきたいと思っております。

また、今後の話でございますが、確かに現在とび・土工ということで解体がメインではないところも入ってくる形でございますが、また、県民会館もいずれ出てきますので、こういった中心市街地で大規模なものにつきましては、解体を主にやっている、解体の実績をより重視するような形で、具体的にはどうやったらいいか、検討させていただきましますけれども、そういう方向で検討をしていきたいと思っております。

内田委員 もう一点だけ。これは要望だから答弁はいいですけども、多分知っていると思うんですけども、あそこは濁川が通っているんです。昔はこの一帯は、甲府城があったので堀があったんですよ。そういう意味で、地盤は強固ではないはずで、どちらかというとな軟弱な地盤なんですよ。そういうところに建っているものだということも、ぜひ念頭に置いてもらいたい。濁川についても、ある業者に私が話を伺ったら、濁川の地下の水路の部分もコンクリートが物すごく傷んでいてやばいですよという話も聞いているんですよ。

そういう意味からも、周辺の状況も加味する中で、安全な工事をぜひ心がけてもらいたいということを要望して終わりたいと思います。

( 国庫補助金等不適正支出について )

小越委員 不適正支出の問題に限ってお話をお伺いしたいと思っております。

先ほど森林環境部で内田委員のほうからあったのですが、改めて県土整備部関係のところをお聞きします。

新聞報道で知る限りですけども、今回の不適正支出について、先ほどは物品購入や賃金、それから旅費があったんですけど、県土整備部関係はどのようなものがあったのでしょうか。

吉澤県土整備総務課長 新聞等で報道されておりますが、会検はことしの2月に受けました。それで、その内容につきましては、会計検査院のほうから不開示であるということで、これについては最高裁の判決や、会計検査院の情報公開・個人情報保護審査会のほうでも、そういう取り扱いをしているということですので、詳細についてはここではまだお示しできない、国会報告を待ってからということになります。

小越委員 森林環境部は物品納入など、若干あったのですけれども、なぜマスコミが知っていて議会は知らないのかというのが、私もおかしいなと思うのですけれども、新聞報道でしか私もわからないので、聞きたいのですけれども、これによると、本来とは別の業務に当たったケースがあったり、職員の名刺の作成や職員の出張旅費など、直接事業に関係ないものがあったと。それから、物品が納入される前に、代金を支出し、納品を翌年度に受けたという2つがあると思うのですけれども、国の国庫補助金を使って別の事業をしていた、あるいは別のところに振り

かえていたというものと、もう一つ、物品納入の問題で翌年度になったという2つだと思うのですが、これは両方とも県土整備部も関係すると思っていいですか。

吉澤県土整備総務課長 その詳細についてはお答えできないのですが、調査があり、それを受けて、現在、会計課のほうで自主調査をしています。その内容は、会計検査院の調査がありましたので、それに準ずる形で調査をしているということで、需用費や賃金、旅費など、そういったものの調査をしています。

これは昨年から各県が調査をしておりまして、そこで指摘されている内容というのは、預け金であるとか、これは、物品を購入しないけれど、購入したことにお金だけ預けて、後日、違う用途に使う。あるいは、一括払いということでもとめて払うとか、差しかえということでも違う物品にかえたものであるとか、翌年度に納入されたものや、前年度に納入されたもの、こういった調査をすることになっています。

それで、これは昨年、各県で指摘された内容ですので、本県にそういったものがあるかどうかを、今調査しています。

小越委員

知らぬ、存ぜぬとは言いませんけれども、それが出るまで絶対しゃべらないという方向かもしれませんけれども、新聞に出ている以上、私たち県民は不思議に思うんです。

とりわけ私が不思議に思うのは、補助金で来た分の按分の仕方がいかなものか、とお考えなんですよ。県単の事業で出張して、そのついでに国補も行ったらいいのではないか、そのほうがお金が、というのであれば、それは按分すればいい話だと思うんです。

もう一つは物品購入なんですけれども、翌年度になってからしか来なかったとか、発注と納品がずれたと言うのですが、それはどういうことでしょうか。ちょっと説明いただきたいです。

吉澤県土整備総務課長 物品購入でその翌年に納入されたというのは、本来であれば年度末に納入されるべきものが、翌年の4月以降にずれ込んで納入された。ただ、支払いのほうは前年度の予算で支払ったということです。

県の予算には出納整理期間というものがありまして、支払いそのものは4月あるいは5月、本庁でいえば5月まで支払いが可能です。ただ、納品そのものは前年度に納入されていることが前提です。ですから、業者が納めてこなかったということがあれば、3月までに納められなかったということもケースとしてはあり得るということです。あと、前年度に納入されたものを翌年度の予算で支払ったということも、その中で調査すると言われた部分ですね。

内容とすれば以上の内容です。

小越委員

普通、どこの会社でも領収書と納品書があると思うのですが、納品書と領収書は両方あるのですか。

吉澤県土整備総務課長 これは両方ございます。

小越委員

ということは、日付を見れば、そこでわかるのではないですか。3月、5月とか、2月とか6月とかということで、そこを突合させていくわけですよ、領収書と納品書を。そこはどうなっているのですか。では、そもそも、その日付を変えたということですか。

吉澤県土整備総務課長 そこを変えたというよりは、業者のほうが配慮して、そこを空欄で持ってくるというケースです。

小越委員 空欄で持ってきてもらって、本来2と書くところを4と書いたり、3のところを5と書く、それは文書偽造じゃありませんか。違いますか。

吉澤県土整備総務課長 そこへ記入するということはありません。私どもが記入するということはありません。

小越委員 そこがわかりません。納品書と領収書があるのだったら、そこを突合させればわかるはずですよ。私たちのところに来るのは決算書です。決算書には領収書はつきません。私たちは、この数字をその積算のところまでさかのぼらずに、出された決算書で、この事業に対していかどうかということをやっているのです。その数字そのものは信じて疑わないわけです。だけど、その前の段階で操作があったということになりますと、決算書そのものも違うということですか。

広瀬県土整備部次長 細かい点につきましては、ここの場で逐一御説明を申し上げることが今の段階ではできません。先ほどから申し上げているとおり、会計検査院からそのような指示が来ております。

今、なぜ県が全庁調査をやっているかといいますと、それは、会計検査院の対象とした年度が19年度までだったので、20年度についてはどうであったかということ自主調査しています。また、県土整備部におきましても、会計検査院が入らなかった所属もございますので、そこについても、今自主調査をしておりますが、どのような調査をしているかということは、2月に受けた会計検査院の調査の中身に準拠しております。今、小越委員から細かく御指摘をいただいているような部分について、逐一御説明ができる状況にはありません。それはぜひ御理解をいただいて、会計検査院が11月の国会報告で示すものが、指摘事項であって、今現在、指摘事項というのをいただいているわけではございません。そこは11月と言われておりますので、それを待っていただきたいと思っております。

あわせて、我々が行っている全庁調査も、会計検査院の調査に合わせて発表させていただきます。その時点でいろいろ疑義がございましたら、また、それらについては事実をありのままに御説明させていただきたいと思っております。

小越委員 最後に、そのところは県土整備部だけではなくて全庁的な話で、森林環境部も農政部もかかわってくると思うのですが、私は物品納入のところはどうしてもわかりません。3月で締めて、会計年度を5月で締めますと、2カ月のタイムラグがある。それがために二月あるわけですよ。3月の時点で幾ら払う、そこでぴたっと切るのではなく、3月に発生しても5月までに払う、そこがあるわけだから、物品納入で2カ月もずれるわけがないと思っております。

さっきの日付がない領収書を出してもらおうというのは、それは業者に書いてもらうからといって、こちらの、担当者がこう書いてくれと言えそう書くかもしれないけれども、文書の偽造と言っていかどうかわかりませんが、それはちょっと不適正というよりも、不正になってしまう可能性があると思うんです。

それはこの県土整備部だけではなく、もしかしたら全庁的にそういう日付のない領収書や納付書があったと、これは大きな問題だと私は思います。これは県土整備部だけではないので、11月の結果を待ちますけど、県土整備部は多分、金額的にも国補の補助事業が多いところだと思っております。

今後の県土整備部としてどう改善しようと思っているのか、最後にお聞きしたいと思います。

広瀬県土整備部次長 先ほど申し上げましたとおり、時期については会計検査院の報告を待った時点で、それに合わせて、今、全庁調査をしておりますから、同時に発表といえますか、事実を御説明できると思います。その時点で、当部におきましても、適切な事務処理等がなされていないということがもしあれば、それは当然、そういうことをいかにしてなくすかということを検討をしなければなりません。

ちょっと余分な話かもしれませんが、山梨県におきましては、約10年前に大きな血を流しました。私どもはそれが重々身にしみておりますので、山梨県においてそういうことは二度とないはずだと思って日々仕事をしてきておりますけれども、やはり平成9年以降、新しく入ってきた方々にしっかりした事務処理を伝えていくというのも、我々の世代の役目であると考えておりますので、結果が出た時点でまたしっかりした対策を御報告させていただきたいと思えます。

内田委員

午前中、森林環境のほうで聞いたのだけれども、去年の10月に別の12道府県で会計検査院が任意に選んで調査をしているんですよ。そのときに知事がコメントを出しているんです。これは新聞に載っているから間違いはないんだけど、各部局によく点検するように指示したいと、もし適当でなかったことがあれば返還手続をとらなければならないということ、知事が去年の10月に言っているんです。

午前中の森林環境部長はそういう指示があったと。あったけれども、それをやらなかったんですよ。もしそのときに、去年の10月にやっていたら、会計検査院が指摘する前に、自分の組織の中で自浄作用で見つけることができたかもしれないけど、それはやらなかったということでしょう。まず、指示があったかどうか。これは多分あったと思う。だけど、組織の中ではそれはやらなかったでしょう、去年の10月からここに至るまで。

吉澤県土整備総務課長 他県のそういう事例が発覚したということで、私ども県土整備部においては自己点検をしました。それで、そういうケースがあるのかどうかと。当時指摘されていたのは、預け金であるとか一括払いであるとか、本当に不法と思われるようなケースが各県で見ついているという話がありましたので調査しましたが、そういうものは出てきませんでした。ただ、会計検査院の中で、補助目的以外の使用があるのかどうかということで、自己点検していったらそういうケースも出てきたということで、それについては20年度のうちから改めたと。その後、実は会計検査院が2月に入るということがわかりまして、国補事業についてはその検査を待って対応しようということで、それ以上、細かい調査等はしなかったというのが事実です。

内田委員

午前中も同じことを言ったから申しわけないのだけれども、でも、埼玉県は、そのときに自分の中で組織をつくって調査したんですよ。そしたら、目的外支出みたいなものが出てきたと。預けとかということではないんですよ。山梨県から出てきたようなものが出てきたと。そこで返還をしているんです。過去5年間に約3,900万円、これの返還手続をとっているんですよ。違うじゃないですか。そう思いませんか。あなた方はいつも他県がと言うけど、他県が進んで何かやったということについてはどう思うのですか。

広瀬県土整備部次長 10月21日に他県で出たときの知事の会見の記録が、今手元にございますけれども、要するに不正支出と不適正支出というのを知事も使い分けていまして、知事も、本県の場合には預けというような不正経理はないと思っております。ただ、アルバイト賃金や出張旅費というものが補助事業の対象になるか、ならないかといった会計検査院との間の解釈の違いという問題は、本県においてもあるかもしれない。したがって、不正支出はないと思っておりますから、それについて調査をするつもりはありませんが、会計処理について各部局によく点検をするように、これは不適正支出のほうの話です。そういう発言を記者会見でしております。

それを受けて、埼玉県と本県との違いでございますけれども、会計検査院が2月に来ることが情報としてわかっていたこともありまして、会計検査院がどの視点で検査をしてくるかと。要するに、私もはある補助事業の事務費の補助対象であろうと思っていた部分を、会計検査院がそれを補助対象ではないと。その基準で、会計検査院が入ることがわかっておりましたので、それを受けて、その視点で全部をもう一回やろうという考えはありました。いわゆる不正支出というものはないと知事も認識をしております。

内田委員 埼玉が出してきたのは不正支出だけではなくて、不適正支出も出したんです。うちそれはやってないじゃないですか。不正についてはないということを書いて、今回出てきたのは不適切、不適正なんです。適正じゃないということ。だけど、埼玉はそれも出したんです。そこが違うのではないかとっているんです。よく他県がやってないからと言うけど、やった例を出すと、そういうのはずるいなと思うんですよ。

広瀬県土整備部次長 済みません、言葉足らずといたしますか。

不正支出と不適正支出を分けた上で、不適正支出についてどうだということは、20年度について内部的な指示はしてあります。それはしてありますが、まとめてこうでしたと言うについては、会計検査院が入って、不適正支出が出ますから、それとあわせてどうだったか、ということが必要だと考えました。そういうことです。

内田委員 私が言っているのは、内部で去年の10月にそういうことをやったのであれば、一般の県民にその結果がどうだったということを知らせるべきではないか、ということ。そういうことをやらないからなんですよ。埼玉は出てきたからやる。なかったら、なかったということを出したらいいじゃないですか。点検の結果は何も出してないじゃないですか。何か言いましたか、点検した結果を。点検したら、その結果を言うべきではないですか。

広瀬県土整備部次長 その時点での点検の報告はいたしておりません。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時、場所等の決定は委員長に委任され、県内調査は10月15日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

- ・ 9月2日から9月4日に実施した県外調査については、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 渡辺 英機